

# 第一百四回 參議院地方行政委員会會議録第十号

昭和六十一年五月十五日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

出口 廣光君  
上田 稔君

五月十四日

加藤 武徳君  
坂元 親男君

五月十五日

曾根田郁夫君  
谷川 寛三君

松岡満寿男君

神谷信之助君

上條 勝久君

古賀雷四郎君  
福田 宏一君

志村 哲良君

竹山 裕君

増岡 康治君

松浦 功君  
吉川 功君

佐藤 三吾君

上田 稔君

理 事

海江田鶴造君  
嶋崎 均君

委 員

丸谷 雄文君  
中野 明君

出席者は左のとおり。

水谷 金保君  
下田 京子君上野 雄文君  
丸谷 金保君水谷 金保君  
下田 京子君水谷 金保君  
下田 京子君補欠選任  
谷川 寛三君  
坂元 親男君補欠選任  
水谷 力君  
坂元 親男君補欠選任  
小沢 一郎君補欠選任  
井上 計君國務大臣  
(國務大臣) 自治大臣  
(國務大臣) 委員  
(國務大臣) 委員  
(國務大臣) 委員小沢 一郎君  
山田 英雄君  
鈴木 良一君  
立花 昌雄君

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

昨五月十四日、神谷信之助君、加藤武徳君、曾根田郁夫君及び松岡満寿男君が委員を辞任され、

その補欠として下田京子君、水谷力君、福田宏一君及び古賀雷四郎君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤三吾君 審議に入る前に大臣に一言聞きました

いんです。

十二日の委員会で私がお尋ねしたように、議長裁定に基づく定数は正が地方制度そのものを壞す、こういったことは許せない、大臣は直ちにそ

ういった趣旨を含めて厳しく追及すべきだと、こ

ういう私の意見に対して大臣は、私も公選法十三

条の原則からいってもおかしい、これについては

全力を擧げると。その経過はいかがなりましたか。

○國務大臣(小沢一郎君) 公式の席といたしまし

ては、私は委員会、理事会等に呼ばれたわけでもございませんし、また、各党間の協議の中に私が

私の方から押しかけていつてそういう席で申し上げるという立場にもございませんので、そのよう

な意味での公式的なあれはいたしておりませんが、各党のその担当されておられる、またこれか

建設省道路局企 三谷 浩君  
画課長本日の会議に付した案件  
○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○佐藤三吾君 非公式でそういうお話をなさった

ということは私も確認しておりますが、結果はどうもあなたの意見は無視されそうな雰囲気だと。

けさほども三原公選特委員長に会いましたが、どうもあなたはこの意見は無視されそうな雰囲気だと。

もう説明がつかないと思うのです。まさに党利党略という以外に理屈なし、そういうことが議長裁定の中にはいいのかどうか非常に私は怒りを

覚えるんですけども、まだあるの委員会ですか

ね、ひとつ全力を挙げて自治省の立場から明確にしてほしいということだけ加えておきます

が、何かござりますか。

○國務大臣(小沢一郎君) 委員会は衆議院はあす

予定されておるようあります。きょうも含めま

していろいろと各党の協議、議論が続くものと思

いますが、私の考え方といたしましては、先般こ

の委員会で申し上げたとおりのことを本日のいろ

いろな協議の進行の中においても申し上げた

いと思いますし、あくまで公選特におきましてもし

仮に私が申し上げる機会があれば、考え方として

きちんと申し上げておくつもりでありますし、

先般の委員会で御答弁申し上げましたとおり、私

もそのつもりで対処してまいります。

○佐藤三吾君 そこで、本題というか、警察関係

の問題に入りたいと思います。

私は、予算委員会、また先般の地行でただしまし

た問題でその後の経過をお聞きしたいと思うのですが、一つは、国際産業の銃刀法違反、武器等製造法違反のその後の措置についてどういうふうに

なつておるか、まず通産省から両局長にひとつお願ひしたいと思うんです。

○政府委員(杉山弘君) お答えをいたします。

去る四月一日の当地方行政委員会におきまして、国際産業の、武器等製造法についてのお尋ねがございました。

その席でも御答弁申し上げましたように、通産省といたしましては武器等製造法違反に該当するのではないかということで、その旨、当該国際

産業の社長を招致いたしまして、とりあえず当日口頭で連絡をいたしたわけでございます。その後、今日に至りますまでの間に当省といたしましてとりました措置につきまして御報告を申し上げたいと思います。

まず、四月四日に、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

そこで、四月四日、改めて国際産業に対しまして文書によりまして、M29の製造が武器等製造法違反になる可能性が強いということについて告知をいたしますとともに、既に製造されているものがどれだけあるか、またどういところにそれを販売したかということについても回答するよう

に、武器等製造法違反に該当するよう、文書にて文書によりまして御報告を申し上げたいと思ひます。

それと同時に、四月の十八日には日本モデルガ

ン製造協同組合ほか三団体に対しまして、流通過 程にありますM29の改造について協力要請をいたしましたわけでございます。また、四月三十日にはそ の協力要請をいたしました三団体から中間的な報告としてどういう措置をとつていただいたかとい うことについての報告も求めております。

通産省といたしましては、以上概略申し上げた ようなことを機械情報産業局及び生活産業局両局 で協力をいたしまして実施をいたしたところでござ います。

○佐藤三吉君 警察はいかがですか。

○政府委員(新田勇君) それでは、回収の状況から申し上げたく存じます。

警察で回収が確認されましたのは五月十四日現在で四千六百八十九丁でございます。なお、現在未端購入者あるいは通信販賣購入者からの回収に全力を挙げているところでございます。

回収の手立てといふことでは、おもちゃでござ いますのでどうしても少年に渡るということを前 提といたしまして、各都道府県警察からそれぞれの都道府県及び市町村の教育委員会の方、あるいはほとんどの学校が加入しております学校警察連絡協議会、防犯協会、母の会あるいは青少年保護育成団体といったようななどに働きかけをいたしました。

成人の関係もあるといふことから、交通安全協会、獣友会というようなところも利用いたしました。また、その販売先につきましても社名等を聞いております。私ども、こういった調査結果につきましては警察署にも御連絡を申し上げたわけ

でござります。

また、その後、同社がM29の改造けん銃を製造するというような風説も耳にいたしましたので、も

うなことについて見解を示すから相談するよ

うにということもあわせて申しております。

それと同時に、四月の十八日には日本モデルガ

ン製造協同組合ほか三団体に対しまして、流通過

程にありますM29の改造について協力要請をいたしましたわけでございます。また、四月三十日にはそ

の協力要請をいたしました三団体から中間的な報告としてどういう措置をとつていただいたかとい うことについての報告も求めております。

通産省といたしましては、以上概略申し上げた ようなことを機械情報産業局及び生活産業局両局 で協力をいたしまして実施をいたしたところでござ います。

○佐藤三吉君 これは通産省ね、あなたのところでござります。

武器、この回収責任があるんじゃないですか。そ の点の追及というのほどの程度やつておるんです

か。

○政府委員(新田勇君) 先ほど申し上げましたよ

うに、国際産業に対しましては武器等製造法に規定いたしております「銃砲」に該当するというこ

とを告知いたしますと同時に、製造したものについてこれを早期に回収するようにという指示もあわせていたしているところでござります。

○佐藤三吉君 その指示をやつたということはさ

っき聞きましたが、その結果どのような状態にあ

るかということをきちと報告を求めて、そして完全に回収する努力をする責務があるんじゃない

ですかと私は聞いておるわけです。いかがですか。

○政府委員(杉山弘君) とりあえずといたしまし

ては、同社が販売したと言つております販売先に

対しまして、私どもとしてはどの程度の回収が行

われるかといふことについての報告も求めたいと

思ひますし、おっしゃいますように、国際産業そ

れ自身が製造し販売したものでござりますから、最終的には同社の責任において回収の努力がされるということは当然のことと思ひます。

○佐藤三吉君 私がなぜこういふことを言うかと

いえば、荒井というこの社長は、その後に業者

同組合というのがあるわけでございますが、これ

と、これは武器等製造法違反、銃刀法違反と、持

つておると大ごとになるんぢやないか、どう処理

しようかといふ問い合わせを随分やつておる電話のテープを持っておるんです、私は。そのテープは、警察の保安課長には聞かせましたが、その

問題によると、その荒井という社長は、いや大

したことではないんだ、違反ということでも、現実に私はびんびんしておるし逮捕もされていない

だから持つていて差し支えないんだ、持つと不安があるなら私が買うから持つてきなさい、来なさい、ここにも山のよう回収したやつは積んでおると、しかし、一切通産省にしたって警察にしたってこれには指一本触れさせぬのだということを

言つておるわけです。

そういうようなわゆる文書で違反でありますと言つだけではこの男はちつともこたえないと

いうようなことに対して、文書上の責務が終わつたというような姿では私は承服できぬと思うんですね。なぜかといえば、私が言つたように、サミットの段階では事故は起らなかつたですけれども、もしこれが、今聞きますと一万八千九百六十六丁ですか、警察が回収したのが四千六百八十九丁、一万四千丁近くは野に放されているわけであつて、これは通産省も警察だけに任せています。

そういうような文書で違反でありますと言つだけではこの男はちつともこたえないと

いらっしゃると思います。

○佐藤三吾君 法務省は、この案件については恐らく四月二十八日に違反といって送検しておるわけですから承知しておると思うんですが、身柄拘束を含めての処理というのはどういうふうになつてありますか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの件につきましては、警察当局からもお話をございましたように、去る四月二十八日、東京地方検察庁において銃砲刀剣類所持等取締法違反という罪名で送致を受け現在捜査中でございます。検察当局におきましては現に捜査中であると承知しておりますし、事案の解明を進めた上で適宜適切に処理するものと考えております。

○佐藤三吾君 これは銃刀法違反だけでやつたんですか。武器等製造法違反でもやつたんじゃないですか、両方ですか。

○説明員(原田明夫君) 送致罪名は銃砲刀剣類所持等取締法違反ということで送致を受けております。

○佐藤三吾君 警察、どうなんですか。

○政府委員(新田勇君) この国際産業の行為が武器等製造法に該当するという通産省の見解が示されたわけでございます。行政指導をより強力に行なうということで大変意味のあることであり、それなりに敬意を表する次第でございます。

ただ、刑事司法手続の場合には、より厳密な証明を要するわけでございますし、公判も最近は五年、十年と長くかかるわけでございますので、搖るぎない証拠というものを集める必要があろうかと思います。そういう点で、証拠収集のために四月十四日、武器等製造法違反ということで令状を得まして、国際産業の工場をこの武器等製造法違反ということで検証をいたしました。これらのことと総合的に勘案いたし、事實関係を詳細に検討いたしました。

また、罪刑の点でも、銃刀法の場合はたしか十年の刑がついておりますが、この種のもので十年の

宣告刑が現実にあるというのは非常にまれでございます。

○佐藤三吾君 法務省は、その点は通産省、協力することにやぶさかではございませんが、こいつらは、グレーゾーンということで困ったことがあります。私は聞かせてもらいたいと思いますが、まさに法に対する挑戦という意欲満々です。ですから、これはきちっとした処理をしていかないと、これから申し上げます問題とも関連して新たな事件が起つてくる。こういう感じがします。その点、強くそこら辺を含めて捜査に当たつていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○佐藤三吾君 だから、玩具としてつくるところは秒速六十もしくは五十でスプリングをつくるわけです。ところが、それを小売店段階でかえちゃう。さっきのM29は弾丸を鉄製にかえるわけです。そうすると、威力を発揮する銃に変化するわけです。こういうことが蔓延してきますと、これはまだどうらしいことになる、こういう問題なんですね。それはひとつ通産省、そんなぐうたらみたいなことを言つておらぬで、ちゃんと業者の皆さんも言つておるわけだから、よく聞いて、警察と連絡をとつて対応してもらわねと困る。同時に、やっぱり問題は、法務省がこの問題をどう扱うかが業界に対する一つのかぎにもなるんです。そういう性格であることをきちんと認識して対応してもらいたい、いかがですか。

○説明員(原田明夫君) 御指摘の点につきましてござりますし、御指摘の点につきましては、国会におきましても論議されているところでござりますが、今、督励しておる、こういう状況が薬剤剤にあって、この業界の方でも非常に苦慮しておるよ

うです、どうしたらいいかと。この点は通産省、知つておるでしょ、聞いておるでしょ。

○政府委員(杉山弘君) ただいまの御指摘の点については、私どもまだ承知はしておりません。

○佐藤三吾君 だから私は浜岡さんに来なきゃわからぬと言つたんだよ。浜岡さんのかわりにだれが来ておるのかね。あなた、聞いているでしょ、この話は、グレーゾーンということで困ったものだと、ということを言つているでしょ。どうで

すか。

○説明員(北畠多門君) お答えをいたします。

私どもの方は、日本モデルガン協議会あるいはエアソフトガン協議会、この両方の団体に対して指導をするという立場でございますが、いろいろちまたにそういうようなことがあるんじやないか、という話は聞いてはおるようなわけでございまして、私どもとしては、自主基準をぜひ守るようにしていることいろいろ指導をしているような状況でござります。

○佐藤三吾君 だから、玩具としてつくるところは秒速六十もしくは五十でスプリングを取りかえるのが今やっているそうです。その取りかえる専門社の荒井社長の言動が影響しまして、スプリングの場合に、各メーカーが出したのが小売店段階にいって、そのスプリングを取りかえるというのが今までやっているそうです。これはひとつ通産省、そんなぐうたらみたいなことを言つておらぬで、ちゃんと業者の皆さんも言つておるわけだから、よく聞いて、警察と連絡をとつて対応してもらわねと困る。同時に、や

っぱり問題は、法務省がこの問題をどう扱うかが

業界に対する一つのかぎにもなるんです。そういう性格であることをきちんと認識して対応してもらいたい、いかがですか。

○説明員(原田明夫君) 御指摘の点につきましては、国会におきましても論議されているところでござりますし、御指摘の点につきましては、検察當局も十分承知した上で捜査するものと考えております。

○佐藤三吾君 国税厅、この問題は物品税違反とはかかわりございませんか。

○説明員(野口卓夫君) 査察の問題ということで参つておりますが、物品税が課税されるかどうか

といふことを私詳しくはわかりませんが、いずれにいたしましても、物品税に課税該当のものであれば適正に課税処理する所存でございます。

○佐藤三吾君 ゼヒひとつそこら辺研究してほ

いと思います。

それから、次に移りますが、バチスロの件でお

○佐藤三吾君 警察、何かござりますか。

○政府委員(新田勇君) 佐藤委員、何度もわたくつてこの問題を御指摘になり、御意見をお述べになつたわけでございますので、私どもその御意見の趣旨を体しまして、違法行為を看過しないと

いう態度で臨んでまいりたいと存じます。

○佐藤三吾君 通産省どうですか。

○説明員(北畠多門君) ただいまの先生の御指摘の点を受けまして、自主的な基準という範囲でどの程度できるのか、いろいろ研究して対応を考えてもまいりたいと思います。

○佐藤三吾君 これは、山田長官も来ておられるんでですから、一言聞いておきたいと思うんです。

○説明員(北畠多門君) こういう問題について、ざさかなことのような理解というのは大事故を起こしていく一つのきっかけになる。これはあなたがもう十分御経験なさつておる問題ですが、あなたの見解もお伺いしておきたいと思うんです。

○政府委員(山田英雄君) モデルガンに対する規制、取り締まりでございますけれども、御指摘の

ようなケースを含めて、たやすく改造して人を殺傷する能力ができるもの、あるいは真正げん銃に大変似ているために犯罪に利用されるおそれが高

いもの、いろいろあるわけでございます。その規制についても警察の立場から法改正も何遍かいたしましたが、今後とも厳正に、御指摘のとおり、ささいな違法も見逃さず徹底した取り締まりを行つてまいりたい、かようになじております。

○佐藤三吾君 国税厅、この問題は物品税違反とはかかわりございませんか。

○説明員(野口卓夫君) 査察の問題ということで参つておりますが、物品税が課税されるかどうか

といふことを私詳しくはわかりませんが、いずれにいたしましても、物品税に課税該当のものであれば適正に課税処理する所存でございます。

○佐藤三吾君 ゼヒひとつそこら辺研究してほ

いと思います。

それから、次に移りますが、バチスロの件でお

伺いしておきたいんです。

四月一日、パチスロ業界大手三社が法人税法違反、言うなら脱税ですね、それで摘発され、五月の六日にさらに一社が、今度は物品税を含む全部で三十億ぐらいあったですか、報道によりますと摘発されておりますが、この事件の概要、捜査の状況はいかがですか、法務省。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のとおり、いわゆるパチスロ業者ということで、三社にかかわります法人税法違反ということでは既に起訴済みでございますが、現在大阪地方検察庁におきまして去る四月二十八日、東京パブコ株式会社ほか二名に対する物品税法違反事件を認知受理いたしまして、現在捜査中であると聞いております。

○佐藤三吾君 この問題で国税庁、脱税の状況はいかがですか。

○説明員(野口卓夫君) 個別の問題でございますので、その中身について私どもから申し上げるわけにはまいりませんが、ただいま答弁いたしました三社につきましては、既に四月三十日、検察庁の方に告発をいたしまして、その後適正に処理されていると伺っております。

○佐藤三吾君 様々個別の状況で聞いていないんだ。そういうことをあなたが言うだらうと思つたから聞かなかつた。この業界で今現実に挙がつておる脱税額は何ばかり、こう聞いている。何社が何ばかりと言つてゐるんじやないんだ。全部で何ばかり、こう聞いてゐる。

○説明員(野口卓夫君) この業界全体ということでは把握いたしておりませんが、三社の脱税額といつしましては、起訴状によりますと約十五億程度になるのではないかと思われます。

○佐藤三吾君 その内訳は、法人税と物品税の内訳。

○説明員(野口卓夫君) ただいま申し上げましたのは法人税でございますが、物品税についてはまだ十分な調査が今続行中と伺っております。

○佐藤三吾君 三十一億という数字は虚報ですか。

○説明員(野口卓夫君) 三十一億という数字はそ

のよう新聞報道はされておりますけれども、それ以上のものではないと私どもは理解をいたしております。

○佐藤三吾君 すぐ国税庁はこういうふうに脱税した者をかばうくせを持つてゐるんですね。だからみんな脱税するのが横行するわけです。この国

税庁がある限り脱税は天国と、こうなるわけです。もつと脱税者に対しても厳しい姿勢というのを取つてほしいと思うんだな、私は。ですから、私はまだまだきょうは何社とは言つてないんだ。

三社、もう一社五月六日になつておるでしよう。ですから、合わせて法人税何ぼ、物品税何ぼと、この数字を聞きたいんですよ、いかがですか。

○説明員(野口卓夫君) 三社につきましては、ただいま申し上げましたが、もう一社につきましては、既に検察に着手したと新聞報道にておりまます。出ておりますが、その脱税額については現在調べ中でございますので、今申し上げる数字も持つております。

○佐藤三吾君 何、最後は何て言つたの。

○説明員(野口卓夫君) 申し上げる数字も持つております。

○佐藤三吾君 数字か。申し上げる筋合いもないと言つたのかと思って。(笑声) 人をばかにしよるなあと思って。まあいいですよ。

○佐藤三吾君 数字か。申し上げる筋合いもないと言つたのか。これは法務省ですかね。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

○佐藤三吾君 捜査の過程につきまして事情聽取あるいはその他の捜査活動の対象になつた社あるいは団体につきまして申し上げることは差し控えさせていただ

きたいと思いますが、ただいま先生が御指摘になつた点につきまして、その捜査の状況と申しますが、捜査の中身については申し上げられないのですが、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) ただいま御指摘の略称保通協といいますのは、財團法人保安電子通信技術協会という名称の団体でございますが、これは本件物品税法違反の事実に關係しているという

状況はないというふうに聞いております。

○佐藤三吾君 本件の物品税法違反に關係はないと言ひながら、なぜ捜査に入つたんですか。おか

とが本件物品税法違反の事実を行つてゐる機関でございませんが、この財團法人でございます。そういうこ

とで我々としても所要の監督を行つてゐる機関でございますが、この財團法人は、同時に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、こ

の第二十条第五項の指定試験機関として指定されております。そこで、この機関でございまして、遊技機の認定及び検定に必要な試験事務を行つておるわけでございます。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。重ねて申し上げますのが、既に検査に着手したと新聞報道にておりまして、その脱税額については現在調べ中でございますので、今申し上げる数字も持つております。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。事情を聞く、あるいはある関係証拠を入手するための捜査活動を行うという場合に、当の相手方に何らかの被疑事実があるという場合だけではございませんで、事件全体の中身と申しますが、背景と申しますが、その具体的な状況を調べるために

一般的に申し上げまして、あるいはある方から事情を聞く、あるいはある関係証拠を入手するための捜査活動を行うという場合に、当の相手方に何らかの被疑事実があるという場合だけではございませんで、事件全体の中身と申しますが、背景と申しますが、その具体的な状況を調べるために

証拠を収集するということが必要になるわけですが、この事件で警察庁の外郭団体である財團法人保安電子通信技術協会ですか、それからパチスロ

メカニカル団体である日本電動式遊技機工業協同組合、これの捜査に入つておりますね。これはどう

いう対象で捜査に入ったのか、結果はどうだったのか。これは法務省ですかね。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。

○佐藤三吾君 この団体は保電通信ですか、この

保電通信の方は、山田さん、あなたの先輩の元長官が理事長でしょう。それから、日通電工ですか、これは理事長は元山形県警本部長が理事長になつていますね。まさにそういう意味で警察庁一

家が支えているような団体なんですがね、そこに

これは日電協ですか、ここは副理事長でもある

し、重要なポストを占めているんじゃないですか。

○政府委員(新田勇君) 古田という人が副理事長であったことはあるようございます。おっしゃるとおりでございます。

○佐藤三吉君 この両者でお聞きしておきたいんです。ですが、いわゆる財團法人の保電通信ですか、これは言うなら、財團法人になつたけれども警察官の出向という職員もおるんでしょう。出向職員もおるそなういう警察の純然たる一つの機関、こういう位置づけのものじゃないんですね。性格的にはどうなんですか。

○政府委員(新田勇君) まず、出向職員はおりません。この財團法人は、御案内のように、民法三十四条に基づいて設置された機関でございます。

警察の持つております通信上の技術、こういうもののをさらに発展させるというような趣旨でつくられたものでございまして、そういう関係で技術を持つている人あるいは技術に造詣のある人たちがやめられた後なおここで活動をしていただいている、こういう団体でございます。

○佐藤三吉君 そのいわゆる天下りというか、O Bというか、この人たちは何名中何名いらっしゃるんですか。

○政府委員(新田勇君) たしか最高機関が評議員会というのがあつたかと思いますが、これが十六人中三人が警察のO Bであつたかと思います。それから保通協のその下の執行機関があるわけでござりますが、ここに役員等といふことで六名警察のO Bがありますが、専務理事だけが有給でございまして、あとは無給ということでございます。それから、あと事務職員は二十六名おりまして、うちO Bは十四名ということになつております。

○佐藤三吉君 もう一つの日本電動式遊技機工業協同組合は、警察官O Bというものは何名おるんですか。

○政府委員(新田勇君) 先ほどちょっと申し上げ

というものが元警察職員ということになつております。

○佐藤三吉君 長官、今この実態はまだ鮮明でございませんけれども、聞いただけで判断しても警官OBを中心としたスタッフになつていています。

もう一つの問題は、日本電動式遊技機工業協同組合というのには、今言われたように理事長は元山形県警本部長でございますが、しかし、副理事長以下主要ボストというものは今度捕ざれたメンバーが中心になっておる、こういう類のものです。こうしたことに対する私はもつと警察は責任ある対応をしていくべきだと思うんですけれども、長官の見解はいかがですか。

○政府委員(山田英雄君) この保通協は、私官房長時代に一つの思い入れを持ってその設立にあづかった体験を持っております。これはどういう動機かといいますと、今の警察活動というのは高度のハイテクノロジー、科学技術によって支えられなければ、その目的は達成できないのでござります。そういう意味からしまして、警察の監督を受ける法人で知識技能を持つた人たちが集まつて、そこで高度のハイテク、その研究をして、警察活動に応用できるものは応用していく、そういういわば試験研究機関として、シンクタンクとして済財を募つてつくった財團法人が保通協であるわけです。したがつて、おっしゃるような、もともとその本質において疑惑にからむ性格を持つておらないわけです、財政規模も小さいわけですし。

そこで、O Bが入つておるではないかというお尋ねですが、今申し上げました趣旨からしまして、警察に関連する科学技術に詳しい方、これは当然その知識技能を生かして参加していただくと

でも少ないぐらいだと。警察OBの知識技能で固めてハイテクノロジーを警察活動に応用する技術をどんどん研究していくつもりたい、今でもそぞ考えておるわけあります。

ただ、捜索の手が入つたとおっしゃいますけれども、先ほど申し上げましたように、いわゆる風営適正化法の指定試験機関でございまして、その回胴式遊技機の型式を認定するための試験をやつておる、そこに一つのかわりがあつたわけですね。当該業者の遊技機についてかかる試験をしておるかということの資料入手の目的で捜索をしておるかというと、その結果を固んでおるかというと認識しております。ですから、たんだらうと認識しております。

我々は、巷間いろいろ確かに推測が行われておりますが、全くいわれなき憶測、推測であつて、先ほどお答えしたとおり、不正疑惑は全くないと考へております。

○佐藤三吉君 長官ね、確かにあなたがおっしゃるようにハイテク業務を警察の捜査体制の強化の中に入れることについて私は異論はない。ただ、それなら警察庁できちつとすればいい、そういう施設をつくる。問題は、こういう方向でやるとすれば、いろんな、今度中身はどうか知りませんよ、潔白だとあなたおっしゃるけれども、地検が入つたというはそれ相当の理由があるでしょ。そういうようなことも考えてみると、それがけに厳格な指導が伴つていなかきやならぬ。そこら辺、私は今度の問題は一つの教示をしておるんじゃないかという気がしましたから御質問申し上げたんです。

最近、今から審議するこの道交法の中でもそちら辺、私は今度の問題は一つの教示をしておるんじゃないかという気がしましたから御質問申し上げたんです。

○佐藤三吉君 その点は、今後も大事なことですから、強く望んでおきたいと思います。

民間活力導入ということが今はやりになつてますが、これは一面、週刊誌でも書いておりますように、中曾根式政治資金活力法ということでも言われておるそうです。そこら辺は余りそならぬようになります。

○政府委員(山田英雄君) 御指摘の保通協の監督につきましても、私ども警察庁が関与している財

團法人でございますので、各年度ごとにその事業計画、収支予算決算書、事業報告書、そういうことをつきまして事業内容をつぶさに点検しておりますし、隨時、協会幹部を招致してあるいは警察

の職員を協会事務所に立ち入らせるなどいたしまして、協会事業がその目的どおり公益目的に沿つた運営がなされているかどうか、これはもう厳正な指導、監督をしておるわけあります。そういう指導、監督の経験を通じて、私先ほど答弁申し上げたように、かかわりのある不正疑惑は全くないというふうに自信を持ってお答えしておるわけございます。

それから、一般論として、また、道交法の御審議をいただいております一部改正法案の中身におきましても、民間活力の導入というような観点から公益性法人にいろいろな事務を委託する措置も講じておりますけれども、そういう業務を委託する場合、あるいはいろいろ外郭団体というものをつくる場合、その後の運営、これについては御指摘の点は全く同意でございますし、厳正な指導、監督をしていく、これは我々の責務でもあります。常にもそういう心構えで臨んでまいりましたし、臨んでまいる所存でござります。

○佐藤三吉君 その点は、今後も大事なことですから、強く望んでおきたいと思います。

民間活力導入ということが今はやりになつてますが、これは一面、週刊誌でも書いておりますように、中曾根式政治資金活力法ということでも言われておるそうです。そこら辺は余りそならぬようになります。

そこで、道交法の問題に入ります。まず第一に、五十三年の道交法の審議の際から非常に問題になつておりますのは、いわゆる反則金、罰金その他を予算化して、そうしてその予算を確保するため取り締まりのための取り締まりを強化して、その手法としてネズミ取りという手法を用いて励んでおる、こういう嫌いがあるんじゃない

か。そこで、このうち自殺なさった当時の交通局長の杉原さん、あの人とそういう問題でやり合つたことがあるんです。附帯決議についてもそこら辺の十分指導、教育が前提であるという上に立てやつたんですが、そのためにはいわゆる事前通告、事前予告を必ず電波でやることとか、周知徹底を先にして、その上でなおかつスピード違反をやるとかいう者については取り締まる、こういう確認をしたはずなんです。

私は、その後に車に乗ってラジオを入れますと、きょうは何線でやっていますとか、こういうことを聞いて、ああ実施的にいつておるなどいう感じは持つておつたんですが、最近はそれが何か警察の恣意によつて、やるときもあれば抜き打ちもある、こういうような実態がある。そういう点についてとりわけ一方通行の出口のところでばさっとやってみたり、こういうやり方というのは捕まつたのは必ず連が悪かつた。これでは私は何のためのいわゆる交通指導取り締まりかと言いたいんですが、何か反論ござりますか。

○政府委員(八島幸彦君) 先生御指摘のように、昭和五十三年の道交法改正の際の附帯決議におきましていわゆる「取締りのための取締り」にならないようについての決議がございました。警察庁といたしましてもその附帯決議の趣旨を十分尊重いたしましたし、その後速達あるいは会議等における指示におきましてもその趣旨をたびたび徹底を図つてきております。

私たちもいたしましては、交通の安全のためにスピードの取り締まりを兼ねまして取り締まりをある部分についてはどうしてもやらざるを得ないということございまして、その際に、交通安全のために本当に必要な日時あるいは場所、路線、そういうものを選んで取り締まりをやるようになります。

ただ、先生御指摘のように、取り締まりをやります際に、必ず事前にラジオあるいはテレビ等を通じて予告をするかどうかということにつきまし

ては、たまたまそういうラジオ、テレビ等を聞いたり見たりした人は違反を自歎するけれどもたまごういうことを聞かなかつた人にとっては取り締まられるということになる面もありますので、別な意味で不公平が生じることもござります。そういうことと申しますと取り締まりをやらない場合には逆に申しますと取り締まりをやらないことがあります。そういうことでございますので、どうしても運転者の中には、予告をしたときは自歎するけれども、されなかつたときには違反のしほうだいだというような方も出てくるわけでございます。

そういうことは必要だと考えますので、一般的に取り締まりの重点路線とか重点日時とか、そういうようなことを新聞あるいは他の報道機関等を通じましていろいろ広報をしていくというのをすれば、たゞそれだけで、一般の運転者は、たゞそれだけ広報をしておりま

す。そういうことは従来もやつてまいりましたし、今後ともその推進に努めてまいりたい、かように考えております。

○佐藤三吾君 あなたも御存じだと思いますが、おたくがネズミ取りをするものだから、ネズミ取りにひつからぬためにそれをまた電波でつかむという機械ができるみんな車につけていますよ。これが八千円から一万円とだんだん上がつてきておるわけですね。言いかえれば、警察が裏でその業界を支えているような格好になつておるわけであります。ネズミ取りをやらなきゃこれはやらぬのだから。ネズミ取りをやられたり、また、それを捕まえたり、こんなことをするよりも、天下に公示をして、そして機械をここにやつています。

私は、国民の支持と共感を得る指導、取り締まり、おつしやるような趣旨でいくべきだと思います。そういうことで、大変俗っぽい言葉ですが、私全國の交通部長会議でも、説教するなら切符を切るな、切符切るなら説教するなど、そのぐらいの気持ちで違反したドライバーの状態なり心地を理解して臨めといふことも全国の警察に訴えているわけです。

か。

それで、こんな例もございますよ。私も捕まつたんだけれども、選挙で走るときには急ぎますね、急いでおつたところが後ろからウオーンといふわけだ、振り返つてみたらパトカーがもう前に来て、とまれと言うわけだ。あなたは何キロオーナーしておる、こう運転手に言いよるわけだ。あなたはこの車がスピード違反というのを後ろから見ておつたのかと言うと、そうですと言つ。それならそこで、前の何号車、スピードが過ぎておるぞとなぜ警告しないんだと。抜き打ちですうつと来る。このやり方が指導、教育というのが後で捕まえるのが先だと、こういう論理ですよ。そうじゃないですか、長官。

○政府委員(山田英雄君) ネズミ取りという言葉が非常に印象が悪いと思うのです。結局、ネズミ取りとおつしやるようなスピード違反の取り締まりというのは、速度違反が交通事故の大きな原因になつてることは疑いのないことがございます。スピードを出すことによって死亡事故も起き、いろんな事故が起きているわけですが、もともと国民皆免許時代のドライバーの自発的なモラルで維持されていかなきゃいかぬわけです。それで、先生御指摘のように、交通秩序といふのはもともと国民皆免許時代のドライバーの自発的なモラルで維持されていかなきゃいかぬわけです。これは私どもも全くそう思います。警察の指導、取り締まりというのはそれを支える手段にすぎないと思うのでござります。その支え

まりというのは欠かせないわけでございます。それで、先生御指摘のように、交通秩序といふのはもともと国民皆免許時代のドライバーの自発的なモラルで維持されていかなきゃいけない点も私はござります。これは私どもも全くそう思います。警察の指導、取り締まりといふのはそれを支える手段にすぎないと思うのでござります。その支え

符を切るな、切符切るなら説教するなど、そのぐづつもりなんだけれども、それでも今言うようなパトカーが後ろからついてきてウオーンといつて、あのやり方はよくないです。その前に一発やらなきゃ、前の車はスピード出し過ぎだと。それに

もかかわらずやったときにやるというこういう姿勢が僕は必要だと思います。

それともう一つ聞きたいのは、いわゆる道路の四十キロとか六十キロの制限がありますね。これが実態に沿っていないんじゃないですか。そういう感じがしてならぬところが再三あるんですよ。例えば、道路の改修が進んでいます。そうするとその以前のままでそれは立っておるわけです、四十キロとか。ここら辺が僕は適宜適切に是正しないかといけないんじゃないかと思うんで、その点は一体どういうふうに処理しておるのか、これが一つ。

それからもう一つ。僕ら、夜参議院の車で吉祥寺まで帰るときには高速使っていますが、高速は六十キロが限度でしよう。僕はあれは夜と昼が一緒に一つ。だからもう参議院の車は全部違反車だということ。これが実態です。そこら辺の夜、星のキロ制限が変わるところだってあるんじやないかと私は思うんで、そういう実態をやはりつかんで対応していくかないと、ただスピード違反しからぬというだけでは問題があるんじゃないかと思うが、この二つの点いかがですか。

○政府委員(八島幸彦君) スピード規制の問題につきましては、先生御指摘のように、道路が拡幅されたとか、あるいは歩道ができたとか、安全施設が整備されたとか、そういうことで道路条件が変わつてしまいました場合にはやはり見直しをすべきものだと考えております。そういう意味では、従来やりますと、率直に申しますと、建前と本音が若干食い違つてゐる面がなきにしもあらずだったと思います。そういうことから、最近は警察庁におきましてもかなりやかましく指導いたしましたし、全国的にもスピード規制の見直しを進めておられます。ちなみに、この一年間で全國でスピード規制が緩和された延べキロ数は二千四百キロメートルに及んでおります。また、東京におきましても、既に御承知のように、国会周辺

等は最近規制の緩和がなされましたけれども、既に実施しているものある人は日々実施するものも含めますと、二百三十キロメートルにわたつて都内でもスピード規制の緩和が図られることになつております。

そういうことで、今後とも真に守られる、また、それを守らせてても酷にならない、そういうような規制値であるべきだという考え方から今後とも指導してまいりたい、かように考えております。

それから第二点の、先生御指摘の道路は首都のことだと思いますが、これは高速道路と通常申しておられますけれども、厳密な意味では、自動車専用道路でございまして高速道路ではございません。そういうことでスピード規制も一般道路に準じてされているわけですが、ただ御指摘のよう

に、特に夜間においては六十キロどころか七十キロでも八十キロでも走つてているのが通常じゃないかということもそのとおりでございまして、首都高の速度の問題につきましては、今までいかどうかについてはやはり再検討をいたしたい、かように考えております。

ただ、御理解いただきたいのは、特に都心部におきましては夜間に騒音で眠れないという苦情もございまして、そういう騒音公害等の防止のためにはスピードを抑えているという部分もかなりございますので、夜間は確かに交通量は少なくなりますけれども、逆に騒音公害の時間帯でもある、こ

ういうことでありまして、安全のためだけにスピード規制もあるんだということを御理解いただきたいたいと思います。

○佐藤三吾君 ソういうことで検討してもらつて、私が言うように、スピード違反を出した者だけがけしからぬという論理じやなくて、やはり指導、教育が先行するし、実態に合つたいわゆる速度制限という見直しもやられていつて初めてドライバーが捕まつた場合でも運が悪かったなんといふ感想が出ないように、やっぱり悪かったと、こ

違反の問題で必要だと私は思うんです。

ネズミ取りの問題について、これは長官、あ

いう話があつたけれども余りすつきりしないんで

す。どうですか、これも事前予告をきちんとし

て、そしてネズミ取りをまたつかまえる電波など

要らぬような、ここでやつておりますよと標示を

して、そしてもつと明るいスピード違反取り締ま

りと、こういう姿勢が大事だと思うんですが、長

官いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 明るい取り締まりを

るということについては全く同感でございまし

て、先ほど申し上げましたように、国民の共感を

得て、また、ドライバーの支持と共感が得られる

交通警察活動ということは基本にいたしたいと

思つておるわけです。

ですから、まあ設備が許されれば全部の道路上

取り締まりという標示をつけた方が安全は國られ

るのかもしれないと思ひますが、そういうことも

できないとなると、危険地帯においては危険なス

ピード、これはやはり取り締まらざるを得ない。

そのことは御理解いただきたい。ただ、その際に

おける言動、指導重点とか、いろいろな御指摘の

点はよく現場に徹底いたしますように私どもも指

導に努力したいと思います。

○佐藤三吾君 それから、次に移りますが、いわ

ゆる過重載の問題ですね。これはたしかに山田長官

が官房長のときに出された積載が過重の、過重載

の問題。これは最近見ると、明らかにもう見ただ

けでそれらしきトラックがどんどん走つておるん

ですが、これは指導の徹底を含めて、どういう措

置をとつておるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 過積載の問題につきましては、御指摘のように、交通安全上も非常に問題がありますし、それから、これは警察の立場ではございませんけれども、道路を著しく傷めると

いうようないろいろな弊害がござります。そういうことでございますので、警察といたしましても取り締まりの一つの大きな重点としてやってきております。また、この過積載の問題につきまして

は、運転者だけを処罰するということではだめで

ある。やはりその背後関係といいますか、そういう違反せざるを得ないような状態に追い込むとい

うようなこともやはり問題でございまして、その

意味で、先生御承知のように、背後責任を追及す

る罰則規定も道交法にはあるわけでございます。

そういうことで、私どもはこの過積載問題につきましては、最近の重点として取り締まりを行つてまいりました結果、五年前に比較しますと約二

倍近くの取り締まり件数になつております。最

近、政府におきましても特に差し控えの問題につきましては、警察だけじゃなくして各省庁総合的な

対策を講ずるべきであるというような観点から申

し合わせをやつております。こういう申し合わせの趣旨を徹底するようになつて、その後私どもも一線を指

導してまいりたい、かように考えております。

○佐藤三吾君 これは、運輸省はどういう対応を

やつていますか。

○説明員(福田安孝君) 差し控等過積載のできる

スピードに対するべきであるといつて行なわれてゐるとい

うことなどがござりますけれども、そういう不正改造

といつもののが主として自動車整備事業者から發生

しているというようなことでございまして、そ

う整備工場に対しましては、從来からそういう

ような改造といつうことが行なつてゐるとい

うことなどがござりますけれども、そういう不正改造

といつものが主として自動車整備事業者から發生

しているといつうことがあります。従来からそういう

不法な改造を行なつないような監督それから検査を

行う者がおるわけですがございますけれども、そ

う者に対しまして、研修の機会を通じまして指導

の徹底を図つてきておるところでござります。

その他、そういう整備事業者の団体等に対しまして

も、事業場の統計検査の実施とかの指導を行いま

して、このようないつて不正改造といつうものの発生の防止

ということを指導してきているわけでございま

す。

さらに、五十八年四月からは、道路車両法等の関係法令を改正いたしまして、整備事業者の遵守事項としまして、不法な改造の禁止を定める規制を強化しておるところでございまして、今後も指導、監督というものに努めてまいりますとともに、不法改造を行つた事業者というものに対しま

しては厳正に対処していくつもりでございます。  
○佐藤三吾君 警察、済みませんが、五年前の二倍といらんですが、五年前と今日と数字をちょっと言つてくれませんか。

○政府委員(八島幸彦君) 先ほどお答えしましたのはちょっと数字が間違つておりますが、五年前と比較しますと二六%，これは過積載背後責任の追及件数が二六%増加いたしております。それから、過積載の件数は、今ちょっと数字がございませんが、一昨年と比べますと、昨年が三・四%増加いたしておりまして、昨年の取締件数が全体で十万六千七百五十六件となつております。

○佐藤三吾君 これは、その背景も、中には長時間労働もあるでしようし、業者そのものにあるといふのが眞實ですから、そこら辺を含めて指導、取り締まりを強化してもらいたいということをつけ加えておきます。

それから、今度ペーキングメーターの増設ですか、ペーキングチケット販売機の設置、時間制限駐車区間の設定等が新設されるわけですが、バスの運行路線というもののについては原則として適用しない、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(八島幸彦君) そのとおりでございま

○佐藤三吾君 もう一つ聞きますが、ペーキングチケット等の管理事務の委託者ですね、それからレッカー移動等の指定法人の職員、これはどちかといえばみな公務員とされるんじゃないかなと思います。私は思ひますが、取り締まり権限は持つていなわけですから、ここら辺の指導徹底というのはどういうふうにするんですか。

○政府委員(八島幸彦君) ペーキングメーターの維持管理につきましては、特別の身分を与えることは考へておりません。指定移動保管機関につきましては、レッカー移動等の指定移動保管機関につきましては特別の身分を与えますので、守秘義務を課したり、あるいはみな公務員として刑法の適用等で、例えば、贈収賄罪の対象になると、そういう規定が改正案に盛り込まれていると

ころでございまして、あわせてそういう指定法人グメーターにつきましても十分地域住民の意見を聞きながら設けておりますので、今後ともそういうことに十分配慮して設置場所を決めてまいります。

○佐藤三吾君 しかし、それは言つてみても、現実には法が成立するとやっぱり一人歩きをするんじゃないですか。だんだんそういう態度になつてくるということになりやせぬですか。いかがですか。

○政府委員(八島幸彦君) 指定移動保管機関につきましては、法律の条文上も厳重な監督規定が設けられておりますし、また、現に私どもも施行後はそういう趣旨を徹底してまいりたいと思つております。

それから、ペーキングメーターやペーキングチケットの維持管理につきましては、委託することができるという規定がございますが、これにつきましては、実は、先生御承知のように、現在でも民法に基づきまして事実上委託をしているところがございまして、そういう維持管理をやつていております。

そういうことで、法的な地位といたしましては特に今回の改正で改めるものではございませんけれども、しかし、御指摘のようなことのないよう、今後とも指導を徹底してまいりたいと考えております。

○佐藤三吾君 それでは聞きますが、ペーキングメーターの設置は警察で判断をしてこととこという格好で新設するんでしょうか、地域の住民にとっては迷惑なことですね。こういう地域の皆さんの意見を反映するような所要の措置というのは考へているんですか。

○政府委員(八島幸彦君) ペーキングメーターの設置場所につきましては、現在、制度的には道路管理者あるいは都市計画決定権者等と協議をするような場をつくりまして、そういう協議の上で設置してまいりたい、かように考えております。地域住民の御意向につきましては、御承知のようになります。

○佐藤三吾君 私は逆になるんじやないかと思うんです。それは今度のペーキングメーター自身の料金が路外駐車場よりも高ければ別ですよ。ところが、ここよりも安いということになれば、これも大体どの程度を考えているのか聞きたいんですねが、むしろ、今六〇%しか路外駐車場に入つてないわけでしょう。四〇%あいておるわけだ。やっぱり物は安い方に流れますよ。そうすれば、ここに入っているものはさらに今度は路上に出でてくるんじゃないですか。逆になります。

○佐藤三吾君 それで申上げましたのは、駐車違反の件数でござりますが、先ほど先生の御指摘のように、現在二十三区内で十五万件、東京都全体でも十六万件ぐらゐございます。これは瞬間の違法駐車台数でございまして、一日当たりの延べ台数でございますとそれよりも当然多くなるわけでございますが、仮に、瞬間違法駐車台数が一日当たりの違法駐車台数と仮定いたしましても、現在、一日当たり警視庁で取り締まつております件数は一千二百件でござりますから、〇・七%程度の取り締まり率になつております。このような取り締まり率の低さ、あるいは取り締まられる可能性が低いということをございまして、先ほど言いましたように、路外駐車場があつて、ながらすぐ目の前の道路に違法駐車をしているというような状態が出てきております。

それから、先ほどこれも申し上げましたように、今回の改正でお願いいたしておりますのは、駐車違反の取り締まり率が〇・七%である一つの大きな原因は運転者が現場にいないということでございまして、呼び出し状等を張つたりあるいはワイヤーに挟んだりしているわけでござりますが、これにつきましては何ら法的根拠がないといふようなこともありましてなかなか取り締まりができないという面もござります。そういうこと等、現実に交通の円滑化を大変に阻害していると、いうような違法駐車は後で金を取ればいいということでは済まない場合がありまして、やはり早急に違法駐車を排除しなければいけないと、いうようなこともござります。

そういう意味で、レッカー移動の業務を指定車両移動保管機関に行わせることによつてレッカーモービル等をもつと活用化いたしたいとか、あるいは警察官に申告するような義務規定、その標章をはがした場合には二万円以下の罰金に処するというような規定も改正案でお願いしているところでございまして、このような規定を活用することによりまして眞に悪質な違法駐車というのはもつとも

つと取り締まることができるんじゃないかというふうに思つております。そういうことからいたしまして、取り締まられることが現在よりもはるかに確率が高くなりますと路外駐車場のすぐ目の前に違法駐車をするというようなこともなくなつていくんではないか、そういうふうに考えておりまますので、私どもは今回の改正はむしろ路外駐車場の方に誘導していく、そういう効果の方がはるかに大きいものと考えているところでございます。

○佐藤三吉君 本来なら、違法駐車してはならぬ

とか、スピード違反をしてはいけない、というのはマナーの問題ですね。それを今度は罰則と刑罰でもつて強制しよう、こういうことで、最後にはレッカーマで出てきて引っ張つていっちゃう、こういう仕組みなんですが、その方向が果たしていいのかというと、私はそれにはその必要性、合理性が伴つていかないと、反発だけ残つて逆な現象が起つてくるんじゃないかという気がするものですから、私はさつきからこれをくどく言つておりますがね。

例えは、こういうのもござりますね。あなたお

話したように、今度違反車の標章取りつけとい

うのが出でてくる。これについてはこういう問題を起つてきますね。例えは、それが破損した、今まではこれは罰則はなかつたんですけども、今度は罰則がついてくる。しかし、運転者自身が破損したんじなく、どこかで何かの問題で破損した場合だってあるかもしれません。そこら辺の立証が困難な問題が起つた場合に、一体、この責任をどうするのかという問題が起つて。こういう問題について私は必ず無用なトラブルが起つるよう

な気がしてならないですね。例えは、張つたやつを、酔つぱらいが来て、その運転者と関係ないの

がはいでいっただりする場合だつてあるでしょ。

そうすると、運転者が罰せられる、こういうことになるわけだね。こういうようなことに對してどう

いうような取り締まりといふか、お考えを持つておるのか。今度の一連のやつを見るとそういう

感じがしてならないのです。そちら邊はいかがです

か。

○政府委員(八島幸彦君) 御承知のように、今回

の規定で何人もこの標章を取り除いてはならない

ということになつております。したがいまして、一応、酔つぱらい等が取り除くというような

ことがありますと、その酔つぱらいも取り締まり

だと思います。私どもいたしましては、従来の

ようなだれでもすぐ取り外すことのできるような

ものではなくて、ある程度きちつと張りつける、

簡単にははがせない、そういうものを考えたいと思つております。

それにしましても、現実にははがさなかつたけれども、どういうわけかはがれていたとい

うようなことがありました場合には、これはこの

問題に限らずどの違反でもあり得ることでございまして、それはそれで個々の事例で、その都度警

察官にそういうことを申し立てていただき、なるほど納得できるような御説明だということであ

れば、それはもともと犯罪が成立しないわけでござりますから検挙されないということになるだろ

うと思います。これはやはりケース・バイ・ケー

スで、現場でそういうことを御説明していただく

ということで処理をする以外に方法はなかろうか

と、かのように考えております。

○佐藤三吉君 あなたは立案者としてそういう良

識でやつても、何万という警察官の、ましてや今

度はみなし公務員がやるわけだ。そういうことに

つて、その期間は絶対検挙しないというようなこ

とは法律の建前上申し上げられないわけでござ

まして、私どもは今回の法改正は一応施行を来年

の四月一日からといたしておりますので、若干時

間的な余裕もござりますから、その間に十分指

導、広報を徹底してまいりたい、かように考えて

おります。

それから、営業車の取り扱いの問題でございま

すが、先生御承知のように、現在貨物の積みおろ

し等の場合は五分以内であれば違法にならないわ

けでございまして、そういうことで五分以上どう

しても駐車をしなければいけないというような場

合にはparking meterあるいはparking meter

はこの指導期間をある程度とつて、そして指導の

か。

徹底を図つていくとか、今度は逆に業務用のやつがありますね、営業ナンバーの。こういう人たちは、どうしても荷物の集配とか、タクシーの駅前端にありますね、こういふ方々についてははどういうふうにするのかとか、もつとそら辺の細かいもののが伴つていかないと、警察官だけじゃないわけよ、今度は、そうでしょう。いわゆるみなし公務員というか、そういう人たちがやる場合がたくさん出でるわけですから。そら辺の問題についてどういうふうな配慮がなされておるのか、考えておるのか、それをお聞きしたいんですがね。

○政府委員(八島幸彦君) 駐車違反の取り締まりにつきましては、みなし公務員が取り締まりを行

うということはございません。法文上、「警察官等」と書いております「等」でございますが、こ

れは從来もそういう権限を持っております交通巡

視員を含めている意味でござります。そういうこ

とで、取り締まりはあくまで警察官が行う、あ

るいはレッカーモーティーを決めるのも警察官

であるということでござりますので、その点の御心配はなかろうかというふうに思つております。

それから、指導期間の問題でございますが、私どもは、從来からも法律が施行になりましても、

場合によつてはある程度の指導期間を設けるとい

うことは事実上ござりますけれども、さればとい

つて、その期間は絶対検挙しないというふうなこ

とは法律の建前上申し上げられないわけでござ

まして、私どもは今回の法改正は一応施行を来年

の四月一日からといたしておりますので、若干時

間的な余裕もござりますから、その間に十分指

導、広報を徹底してまいりたい、かように考えて

おります。

ですから、私は委員長にお願いしたいのは、こ

の問題のいわゆるそういう基準とか、みなし公務員に運用、標章取りつけの基準とか、いろいろ出でると思うんですよ。こういった問題でありますと、さつき私が言つたネズミ取り問題もございま

すし、一応そら辺の問題は小委員会へ付託して論議を続けるということにした方がいいんじやないかと思うんですが、委員長、いかがですか。

○委員長(増岡康治君) 理事会でひとつ語って、妥当な線を決めたいと思います。

○佐藤三吾君 まあ、大体それはそういうことでおたくの方はいいですね。そういう前提で長官の方もよろしいですね。

○政府委員(山田英雄君) 御指摘の運用上の配意事項につきましては、我々も第一線の指導上十分に注意してまいりたいと思っております。

○委員長(増岡康治君) 今の佐藤委員の質問は、法律は通すべきども、来年四月から施行する間においていろいろ細かいことが決まってきますね、交通局長が今言つたように。その間においてこの辺をやはり整理するために地行の中に小委員会がありますので、ここで議論しますから、ひとつそのように承知していただきたいし、対応していただきたい。要望です。

○政府委員(山田英雄君) ただいまの御要望につきましては、十分に制定のための準備状況を含めまして、十分に制定のための準備状況を含めまして御報告させていただきたいと思っております。

○佐藤三吾君 それは一つ確認できましたので、井上先生御期待に沿えるかもしれません。そこで、時間がまだございまして、若干つけ加えておきたいと思うんです。レッカー業務ですね、これは指定機関の運用に移るため、職員も取り締まりの権限を持つたような感じになるんじゃないかと私は思っています。そこ辺の過誤に対する危険を私は感ずるんですが、これはどういうふうに対処するんですか。

○政府委員(八島幸彦君) この指定移動保管機関として指定をいたします際に際しましては、そういうことについて適正な運用ができると思われる団体を指定いたしました。現在考えておりますのは、各都道府県にございます交通安全協会を考えておりますので、交通安全協会につきましては、先生も御承知のように、従来から緊密な連携をとると同時に厳重な監督もやってきておりまし、今後こういう改正案をお認めいただくに際しまして、特にレッカー移動関係につきまして十分に施行ま

で指導を徹底いたしまして、御指摘のようなことにならないよう措置をしてまいりたい、かように考えております。

○佐藤三吾君 これは、安全協会がやるんですか。そうすると、適正化センターというのはどういうふうになるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 現在考えておりますのは、指定移動保管機関も、適正化センターにつきましても、いずれも安全協会を考えております。

○佐藤三吾君 その点はわかりました。

安全協会の人員をきちょう警察庁に持ってきて見せてもらつたんですが、職員数は全国で六千三百九十三人、この範囲内できるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 今回の改正案では、必ずしもすべての業務を直ちに行わせるということではなくございませんで、それぞれの都道府県あるいは警察署の実情に応じて委託あるいはその時期等が決まってまいりと、うふうに考えております。したがいまして、一挙にすべての業務を行わせるということになりますと、当然それなりに増員等の措置が必要でございますが、それは増員あるいは教育、訓練等の問題もござりますので、一挙にというよりもむしろ、できるよな準備体制が整つたところから委託をしていく。こういうことになるのではないかというふうに考えております。

○佐藤三吾君 そうでしょう。ですから、私は現実は安全協会のこの体制でできるはずはないと思つたんですよ。そういうことならわがりますが、そうすると、また、委託したところできつき言ったようなみな公務員が出てくる。こういふような内容になるでしょうし、特にさつきあなたが冒頭に説明したように、今度は違反駐車については標章を張る、レッカーで運ぶ、そういうスピード化をしていくんだと、こういうことになれば、東京一十三区で違法駐車が十五万台ですからね。それは相当な体制をつくつといかなきやならぬ。そこでまた、山田長官のさつきのあれじやありませんが、警察特有の天下りの方向を含めた外郭団体

をつくつて、そうしてそれを強化していくんじやないかと、こう私は思つたんですけれども、そういうことじゃないんですね。

○佐藤三吾君 そこで、この違反車両を引っ張つて保管しますね。ここで、去年の道交法で附帯決議をつけたんですが、これは所有者の財産でもありますから、取り扱いの処理、ここら辺は指定機関がやるんですか、それとも警察官がやるんですか、こちら辺を含めてどういう取り扱いを考えておるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 指定移動保管機関がレッカー移動以降の事務をやることにつきましては、まず、どの車を移動するかということを決定することまでは警察官が行います。それから、決定された車を引っ張り出すことができる、こういう運動保管機関に行わせることができます。したがいまして、それ以後の事務は一応すべての事務について指定移動保管機関に行わせることができます。ただし、最終的に、先生御承知のように、公示をいたしまして六ヶ月を過ぎましてもその所有者がわざわざがどの程度減ったかは、違反というものは暗数の問題がございますので、実際にどのくらいあるかということはわからないんですけど、まあ事故が減つたということは、やはりそのもとによる違反もかなり減つたんではないかというふうに私どもは理解しているところでございます。

○佐藤三吾君 それは、四十三年に創設して一年だけは減りました。それからはどんどんウナギ登りに上がっていることは間違いない。まあしかし、それはいいでしよう。

そういう点でもう一つだけ聞きますが、この反則金は本則倍額で当面五割適用と、こういうことになっておるんでしょうが、それはいつ本則に戻るんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 現在の反則金の額でございますが、法律で規定されておりますのは最高限度額だけでござります。具体的な反則金額は政令で定めることになつております。現在の具体的な反則金額は、昭和四十八年に引き上げられた際に多くのものが法律の最高限度額に達しておりますので、具体的な金額を引き上げるためにには法律の最高限度額を引き上げる必要がある、

創設されたんですけども、創設されから以後、経緯を見ますと、違反がどんどんウナギ登りに上つておるんだね。今度大幅なこの引き上げをやるんですが、これでまた違反が減少するということがあります。四十八年に引き上げられました直後の四十九年の交通事故死者数は三千人以上減少をいたしております。これはすべて反則金の引き上げの効果ではないかもしませんけれども、まあ少し、かなり反則金の引き上げが……

○政府委員(八島幸彦君) 先生御承知のように、保証は私ではないんじやないかと思うんですが、この辺の見込みはどうですか。

○政府委員(八島幸彦君) そういうことではございません。ここで、この違反車両を引っ張つて保管しますね。ここで、去年の道交法で附帯決議をつけたんですが、これは所有者の財産でもありますから、取り扱いの処理、ここら辺は指定機関がやるんですか、それとも警察官がやるんですか、こちら辺を含めてどういう取り扱いを考えておるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) 指定移動保管機関がレッカー移動以降の事務をやることにつきましては、まず、どの車を移動するかということを決定することまでは警察官が行います。それから、決定された車を引っ張り出すことができる、こういう運動保管機関に行わせることができます。したがいまして、それ以後の事務は一応すべての事務について指定移動保管機関に行わせることができます。ただし、最終的に、先生御承知のように、公示をいたしまして六ヶ月を過ぎましてもその所有者がわざわざがどの程度減ったかは、違反というものは暗数の問題がございますので、実際にどのくらいあるかということはわからないんですけど、まあ事故が減つたということは、やはりそのもとによる違反もかなり減つたんではないかというふうに私どもは理解しているところでございます。

○佐藤三吾君 それは、四十三年に創設して一年だけは減りました。それからはどんどんウナギ登りに上がっていることは間違いない。まあしかし、それはいいでしよう。

そういう点でもう一つだけ聞きますが、この反則金は本則倍額で当面五割適用と、こういうことになっておるんでしょうが、それはいつ本則に戻るんですか。

こういうことで最高限度額を今回約二倍程度引き上げざしていただきたい、こういうことでござい

ます。

したがいまして、法律をお認めいただきました後で具体的に政令で反則金額をどの程度引き上げるかということが出てまいりますが、私どもは当面五割程度ということで、今後、交通事故情勢その他的情勢の推移を見まして、その次につ引き上げ、また、どの程度引き上げるかということは考えてまいりたい、かように考えております。

○佐藤三吉君 時間が来ましたから、私はこれでやめますが、まだ交通安全施設の問題とか、それから高齢者や障害者の歩行の安全、また、外出機会等の拡大の保障とか、こういった点いろいろ聞きたかたたんですが時間がございませんし、井上さんが首を振つておられるからこの辺でやめざるを得ぬのです。この法案施行に当たつて國家公安委員長、警察庁長官の指導に当たつての取り扱い、慎重な姿勢を私はお願ひしたいと思いますので、決意なり感想を聞いて、終わりたいと思います。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど來の先生の御質疑を、また、政府委員の答弁の中におきましても申し上げ、あるいは御指摘ございましたように、まあ単に罰金を上げて取り締まればそれでいいというものではありません。もちろん大事なのは、国民みんなが、ドライバー皆さんがその法律を守りモラルを高める、また、警察当局におきましても、そういう意味で皆さんに啓蒙活動も行い、指導を行い、理解をいただきながらやっていくのがそもそもの基本であると考えております。

今後とも、そのような基本的な考え方のもとに立ちまして、法の誤りない運用を期していかなければならぬ、そう考えておるところであります。

○政府委員(山田英雄君) 大臣からお答えをしたとおりでございまして、お願いしております改正は、当面放置しがたい違法駐車の蔓延に対する緊

急対策ということでもあるかと思います。その

ことによつて交通の安全と円滑を圖る、それを期するわけでございますが、そのほか、関係機関と連携をとりました総合的な交通安全対策というも

のを常に検討していかなければならぬと思っております。そういうことについて御指摘の点を十分に玩味いたしまして、今後とも交通安全の推進のためあらゆる努力を尽くしてまいりたいと思います。

○委員長(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分閉会

○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○金丸三郎君 大臣がお見えにならないようです

から、最初に、警察庁長官にお伺いいたします。

私は、主として東京都内と私の郷里の鹿児島の

体験からですけれども、昨年来もう日ごとに交通渋滞がひどくなつてきたように思います。これは

素人の感じですけれども、最近は新聞を見ましても、高速道じやなく低速道だとこう言われたり、千葉や埼玉から夕方帰ろうとすると四時間もか

かたたというような声が非常に多いですね。この

点を長官は、これは局長じゃなくて長官に、特に

大臣なんかにもお聞きしたかつたんですね。これ

も、素人の感じとしてそういう感じが非常に強い

んです、それをあなたどう思つておられるか。そ

れから、関連して、その原因は何だと思われるか。

私が感じとしては、自動車は毎年毎年絶対量が

ふえていつている。特に人口の集中が大都会に多

いですね。地方は県庁所在地その他、都市集中

が多い。地価は東京は坪一億する。道路の拡張が

なかなか意に任せない。自動車はあるのに道路の容量の絶対量が少な過ぎるんじゃないだろうか、こういう気がしてならないんです。その点を

どういうふうに長官は見ていらっしゃるか。これ

は交通局長なんかの仕事とちょっとはみ出た問題だと思います。だと思つんではけれども、長官は次官会議にも臨

通政策、どういうふうに思つていらっしゃるか。

私は、自動車産業をどうせよということまでは考えておりませんけれども、どうもこの狭い国土で四千数百万台の自動車と二千年前後のオートバイが走り回つているという実情のようですね。一体、自動車がまだ今後もどんどんこの調子でふえていつていいんだろうか。生産を抑えると失業につがりますからだれも自動車の生産量を抑えろとは言えない。また、自動車ぐらいたり便利なものもないですね。冬は暖かいし、夏は涼しいし、雪の中でも自動車の中においたらぬぐぬぐとしておれる。しかし、それで一体いいんだろうかといふことを、実は非常に私は自問自答をしておるんですけども、だれも結論は出しにくいと思いますけれども。

一体、毎年自動車の絶対数がどれぐらいずつふえていくつかの実態を見ながら、御指摘の点はも原因は、自動車の絶対量があえ過ぎてそれを入れる道路が狹過ぎる、かといってなかなか道路の拡張、新設ができない、そんな感じがするんですねけれども、長官の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(山田英雄君) 御指摘の点は私も同じようになります。交通警視庁の点から見ますと、最近の交通事故の増加あるいは交通渋滞の深刻化という現象に直面しておるわけですから、御指摘のように

あるいは道路容量が伸びていないにもかかわらず、それ以上の車両台数の伸びがあるということに原因があると思います。

○金丸三郎君 長官の御答弁としては恐らくそういうことであろうと私も考えます。

私も、バスローンができる非常に交通がよくなったとか、それから最近は、大宮一成田間をリニアモーターカーを将来使うとか、あるいは大阪から新大阪空港にもリニアモーターカーを使うとか、そういうことが言つていて、それも日本

の交通の混雑を防いでいく、あるいは緩和していくと私が思っています。余り繩張りにとらわれない

との関連ということを考えますと、車社会といわ

れておりますように、一面有用なものとして社会生活に大変貢献しておると思います。したがつて、一概に車の生産を停止するというわけにもい

かないのであろうと思います。産業構造への影響

のを常に検討していかなければならぬと思っております。そういうことについて御指摘の点を十分に玩味いたしまして、今後とも交通安全の推進のためあらゆる努力を尽くしてまいりたいと思います。

○委員長(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度に

で、警察厅あるいは交通局として、日本の主としで陸上交通ですけれども、それに対するお考えはできるだけまとめて、道路の問題とか、いろいろな問題についても積極的に発言をしていかれてもいいんじゃないか、ぜひそういう構えで、今後、与えられた条件の中で交通の取り締まりをするのが今の交通局の当然の姿勢だろと思います。どうも今までなかなかできないと、う、これは私の個人的な見通しです。

さつき言いました、自動車はなかなか生産を制限できない、ある程度は生産制限させにやならない時期にもう来ているんじゃないかなと、私は個人的には実はそう思っているんです。的確な資料も持っていないし、具体的な案もありませんから、それ以上言う勇気もないんですけども、どうも今まで個人の持つ自動車の量があえていっていいんだろうか、便利だからいいというなら世の中どうなるかわからないです。国全体の調和を考えていくために国家があるので、国民が便利だから、望むんだからというだけでは、そういう政治ではない、私はこういうふうに思っていますので、今後の交通対策ということについて、警察申し上げておきます。

それから、次に、最近の交通事故の状況をお伺いしたのですが、この一两年とこ十年ぐらいの中長期的な従来の経過から、交通違反の件数ですね、衝突事故とか速度違反とか駐車違反とか飲酒運転とかいろいろあるだろうと思います。それがここ一、二年どうなつておるのか。ここ十年あるいは十数年の傾向がどういうふうになつておるのか。件数をお伺いいたします。

それから第二は、死亡事故がどういうふうになつてきておるのか。これが第二です。

第三は、その死亡事故の趨勢、ふえておるのか減りつあるのか。

それから、死亡事故が交通局の、それから全国の交通警察の努力で減つたような状況にあるとい

うことも聞きますけれども、そうだとすれば、死亡事故が減少したのは主としてどういう理由によるものか。

以上、ちょっとお伺いいたします。

○政府委員(八島幸彦君) 御質問の、交通違反の取り締まり状況についてまずお答え申し上げます。昭和四十九年の交通違反の検挙件数は約八百八十三万件ございます。これに対しまして、五十九年の取り締まり件数が一千三百万件ということが、昭和四十九年の交通違反の検挙件数は約八百八十三万件ございます。

それから、昨年の交通違反の取り締まりの中身でございますが、もちろん交通違反にもいろいろな種類がございますが、主なものを申し上げますと、無免許運転が二十一万五千四百五十一件、飲酒運転が三十七万七千一百七十一件、最高速度違反が四百八十六万六千八百四十三件、信号無視が五十四万五千二百十六件、追い越し・通行区分違反が七十一万七千八百四十二件、駐車違反が二百三十五万七千三百三十八件等となっております。

次に、交通事故死者の状況でございますが、先生御承知のように、戦後最高の死者数になりましたのは昭和四十五年でございまして、このときは一万六千七百六十五人の人が死亡いたしております。その後、四十六年から減少に転じまして、昭和五十四年にはビーカー時のは半分に減少いたしましたが、再び五十五年以降増加傾向を示しております。ただ、昨年、「昨年につきましては若干減少をしておりまして、特に昨年はわずか一

名減少した」ということでございまして、しかし、負傷者も含めました交通事故の発生件数や負傷者は数は昨年、一昨年いずれも増加している、こういう状況でございます。

それから、交通事故の昨年、一昨年減少した理由でございますが、私どもは、いろいろあります。ありますし、また遺族等の悲しみも非常に大きいやるものがあります。あるいは社会的損失という意味におきましても損害が大きいものでございます。

○政府委員(八島幸彦君) 昭和四十五年をビーカーにいたしましてその後死亡事故が減少に転じました原因として考えられますことは、昭和四十五年から交通安全施設整備事業につきまして計画的にかつ飛躍的に安全投資がなされるようになつたことが一つの大きな原因だと考えております。それから、昭和四十四年からでござりますが、交通違反につきまして点数制度が実施されまして、ただ単に金さえ払えばいいということにならなくなつた。違反につきましてそれぞれ点数がつけられておりまして、それが一定の点数に達すると行政処分を受ける、こういう制度が施行になると行政処分を受ける、こういう制度が施行になつた、あるいは交通反則通告制度が四十三年から施行になつたというような極めて大きな制度的な改変が四十五年前後にかけて集中的に採用され

た、こういうことがあります。ただ、かつての、例えば一基当たりの信号機の事故減少を当てて対策を講ずるよう指導をしてまいっております。実は、死亡事故に特有の傾向というものがございまして、例えば、日曜日は全事故は一番少い曜日でございますが、死亡事故は逆に非常に多い、こういうような死亡事故特有の傾向等もあるのですから、そういうものに重点を当てる事故防止対策というものを指導してまいりました結果、この一两年は、全事故はふえている中にあって、死亡事故は若干ながら減ってきた、こういうことはないかというふうに理解をいたしていきます。

○金丸三郎君 この死亡事故が著しく減つておることは皆さんの御努力の結果で敬意を表しますが、今日までいろいろな交通違反の対策として講じてこられた施策のうち最も有効だったと思っておられるのはどういう対策なのか。今後どういうことにさらに重点を置いて対策を講じていったらいいと思っておられるのか、これが第一点です。

それから、ただいまの御説明で一千三百万件の交通違反の取り締まり件数のうちで駐車違反が二百三十五万といふことでござつたね。どういう駐車違反の取り締まり件数でござつたのか。今後どういうことか、その内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(八島幸彦君) 昭和四十五年をビーカーにいたしましてその後死亡事故が減少に転じました件数でございます。

○金丸三郎君 私は、駐車違反が多いのもやはり自動車が多過ぎるということ、それから道路の容量が狭過ぎるということが根本じゃないんだろうかなという感じがするんです。それから、特に東京あたりで聞きますのは、自動車を新しく持とうとしますと駐車場をどこにするということを届けなければなりません。実際はこれはペーパーであつて、実際上の駐車場というものは持つてない。警察としては駐車場がなければ認めるわけにいかぬ。これは遵法精神を失わせたり、実際上守れないと強制しようとしたところで、私は余り感心せぬと思うんですけれども、自動車を持つ

以上は駐車場がなければいかぬというのもこれは当然で、私がさつき言いましたように、国民が自動車を持ちたいからどんどん持たせるというのが果たしていいんだろうかという根本の疑問を私が持っている一つの原因なんです。

これに関連しまして、交通違反に対する罰則その他ですが、その前に例のシートベルトの問題、私も最近高速道を走るときはシートベルトをつけるようになりました。やつてみますと案外そう抵抗を感じない。最近のシートベルトは非常によくできており、そういう体が不自由でないような感じもします。現在の高速道路における着用状況がどうなつておるのか、それから一般道路における着用状況がどういうふうになつておるのか、これをお伺いしたいと思います。

それから、交通違反の反則の問題ですけれども、交通違反は日常茶飯に起るし、別に悪い考え方があつてやつたんじやないからというので、どうも反社会性が余りないような意識が国民の間にあるようです。しかし、その交通事故の結果を見ますと大変悲惨な例がたくさんあつて、例えば、若い夫婦がこちらは規則を守つて走つておるのに二十未満の若い者が、しかも無免許ですよ、それが交通違反でぶつかつてきて若い両親が死んで、まだ幼稚園児の子供が二人残つた。二人は一生みなしがで暮らしていくかなきやならない。最近あつた例ですけれども、私の親しい人の奥さんが、こちらは正常運転をしておるのに、向こう側からぶつかつて、傍らに乗つていた人はちょっと腕のけがで済んだのが、その奥さんは下半身全く不隨になつてしまふような事故が起こつた、しかし、相手は保険にも入つていないものだから損害賠償も一銭ももらえない。

その反社会的な交通事故の結果というものを見ると、普通の刃傷されたとかあるいは詐欺とか恐喝とかいうことよりも非常に深刻な影響を長い間にわたつて残すような結果が起つていて。だから、今の交通違反の罰則で一体いいんだろうか、私はこの点についても年来非常に実は疑問を持つ

ています。従来の刑法の觀念と交通違反の罰則の

觀念はどうも少し離れ過ぎておつて、車社会になつたら車社会の秩序を維持し、そして事故の結果的な制裁を加えるとか、そういうことがあつていんじゃないのか。私はだから罰則も今罰金とか点数の制度、これも確かに有効ですけれども、私は罰金なんか少し軽過ぎるんでもう少しこれは今後見直していくべきじゃないかなあという感じを持っておりますが、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(八島幸彦君) お尋ねの第一点のシートベルトの着用率の状況でございますが、最近の調査、これはことしの春の全国交通安全運動期間中の調査でございますが、高速道路の運転者の着用率が九五・三%でございます。また、一般道路の運転者につきましては五三・六%でございます。一般道路が高速道路に比較しますと非常に着用率が低いといふのは、御承知のように、高速道路につきましては不着用について行政処分の点数が一点つけられておりますが、一般道路につきましてはそういう罰則がないということがございまして、指導いろいろ着用率の向上を図つているところでございますが、指導では五〇%台というのがほぼ限界に近いのではないかというふうに考えております。

それから、罰則をもつと強化すべきではないかというお尋ねでございますが、私どもも全くそのとおりに考えておりまして、そういうことで今回の改正案におきましても反則金の限度額及び罰金を約二倍程度に引き上げる改正をお願いしているところでございます。罰金につきましては、特に昭和三十五年以來引き上げられておりませんので、二倍程度でいいのがという問題は残されておりませんけれども、反則金の限度額を二倍程度に引き上げるというバランスの問題と、それから今五千四百万程度の人が免許を持っている、こういう時代でござりますので、その影響するところが非常に大きい、広いというようなことも考慮いたし

まして、今回の改正案でも罰金についても二倍程度に引き上げをお願いしているところでございま

す。

○中野明君 最初に、先日の天皇在位六十年からサミット、そしてチャールズ皇太子来日と大行事が行われて、首都圏の警備ということについては大変御苦労があつたと思います。特に現場で昼夜を分かたず警備に当たった現場の警察官の皆さんには大変その労を多とするわけなんですが、このサミットの最中に、幸い人身事故はなかつたんですが、新宿の方面から迎賓館をねらつて飛行弾が発射された。もしあれが迎賓館に落ちておつたら大変な騒ぎがあつたろうと思います。そういうことが起つて、その犯人もまだ逮捕はされていないようございます。

ところが、御承知のように、昨日ジャカルタで日本とアメリカの大使館に手製の砲弾が撃ち込まれたということで、これにはどうも邦人が関与しているという、しかも邦人の旅券を盗んでそれが利用されたということが伝えられているわけであります。そういうことになりますと、先日のサミットのいわゆるテロ対策に対する相手方の反攻といいますか報復といふことも考えられるわけですが、この一連の事件に対し警察当局としてはどう見ておられるのか。そしてまたその対策を犯人逮捕を含めてどう考えておられるのか。最初にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(三島健二郎君) 今回の天皇陛下御在位六十年記念式典及びサミットの会議に対しまして極左暴力集団はこれを絶対爆破するという主張をいたしまして、前段の早い時点からいわゆる飛行道具等を使ってのゲリラ活動を繰り返してきたわけであります。これに対しまして、警察といつたように、警視庁におきまして捜査本部を設置いたしまして現在捜査中でございますが、何分にも現段階では事件が発生してからまだ余り間がたつておませんので、いずれにいたしましても、幅広い、例えば、周辺の聞き込みであるとかあるいは入居者の割り出し捜査であるとかあるいは遺留品の捜査であるとか、さらにはあの発射弾の内

ございまして、心から感謝を申し上げている次第でございます。

また、発射弾等のゲリラ事件に対しましては、直ちに警視庁におきまして捜査本部を設置いたしまして、その後鋭意捜査を進めているところでござります。

また、ただいまジャカルタでの事件につきましては言及がございましたが、現在のところいまだその犯人あるいはその団体等についてつまびらかではございません。日本人であるかどうかというにつきましても明らかでございませんので、警察につきましてはジャカルタの事件につきましても深い関心を持ちまして、必要なルートを通じて情報収集等に努めている、こういう状況でございます。

○中野明君 ただ、日本の治安がいいということは世界的にも有名なんですが、白昼に迫撃弾といふことは非常に私どもも気になるところでして、そういう点についての犯人逮捕の見通しといいますか、その捜査状況といふのはどの程度まで進んでいるんでしょうか。全然もう手がかりなしということなんでしょうか。その辺どうぞよろしくお願いいたします。

○政府委員(三島健二郎君) 先ほど申し上げましたように、警視庁におきまして捜査本部を設置いたしまして現在捜査中でございますが、何分にも現段階では事件が発生してからまだ余り間がたつておませんので、いずれにいたしましても、幅広い、例えば、周辺の聞き込みであるとかあるいは入居者の割り出し捜査であるとかあるいは遺留品の捜査であるとか、さらにはあの発射弾の内容、あるいは犯行声明を出したという点から見て核派に対しますところの組織捜査であるとか、核派に対しますところの組織捜査であるとか、そういうものを現在推進しているところでござります。

例えば、昨年の四月の十二日に成田空港及び羽

田空港に同じような発射弾の発射事件がございましたが、その犯人の割り出しがいたしましたのは本年の三月になってからでございますので、その意味では十一ヶ月間の捜査を経て犯人を割り出したという経緯もございます。そういう意味ではこの種の事件捜査というのは大変時間がかかるわけであります。しかし、いたしましても、何としても犯人を割り出す、捜査を遂げるという決意もって捜査を進めてまいります。

○中野明君 大臣も国家公安委員長ですし、警察庁長官も恐らくあの迎賓館を飛び越したから不運中の幸いだったと思いますけれども、びっくりされたと思います。今度のジャカルタも同じような連係があるような気がしてなりませんので、その辺はぜひ総力を挙げて犯人を捕まえるといふことが一番の再発防止の決め手になるんじゃないだろうか。何かこれはグリコ・森永事件もそうなんですが、犯人がなかなか捕まらないというところにそれに便乗したまた変な事件も起つてきました。國民もいら立ちといいますか、どうしているんだろうかという不安がのかねわけとして、これは重大な國民関心の事件でござりますので、ぜひ精力的に捜査をし、犯人逮捕に努めていただきたい、このことを強く要望しております。

それでは、きょうは本題ではございませんので、道路交通法の法案に入りたいと思います。

まず最初に、ちょっとお聞きしておきたいのですが、反則金なり罰金というのは一番新しいところで決算と予算、決算で一番新しいといつですかね、五十九年でしょうか、それとも六十年でしょうか、予算を当初見積もられて、そして結果として決算があるわけですが、その予算と決算のずれというのはどうぐらいいあるものでしょか。

○政府委員(八島幸彦君) 今、手元に具体的な数字を持ち合わせてございませんが、ずれがあると承知いたしております。

○中野明君 これは、通告しておきましたので、もし一番新しい分でわかりましたら、予算

とそれから決算がどうなったかということを後ほど教えていただきたいのです。

普通、私たち素人考えでいきますと、こういう見積もりというのは非常に難しいし、予算と決算との差額では余り違わぬということになると、予算よりもかけ離れているときには賛同をして何とかという気もしないでもないんだけれども、今のお答えでは余り違わぬということになると、予算に近づけようというような、そういう操作をしておられるのじゃないか、そういう気がしてならないのですが、その辺はどうなんでしょう、そういう傾向はないんですね。

○政府委員(八島幸彦君) 先生御承知のように、確かに交通反則金は一度国庫に入りましてから交通安全施設に使う予算として各都道府県に配分されますが、各都道府県に配分されます基準は違反の取り締まり件数とかそういうもので配分しておるのでは決してございませんで、交通事故の発生件数とかそういう交通事故情勢からどの県にはどの程度の交通安全施設を整備する必要がある、こういう判断から配分をされているわけですが、足りないからその穴埋めに取り締まりを強化するということは絶対にないと申し上げてよろしいと思います。

それから、決算と予算との見込みの差の問題でございますが、大体二年ぐらい前の違反件数をもとにして予算というものを考へるのは普通でございませんで、また取り締まり件数もそう毎年激増したり激減したりすることがないものですから、おおよその見込みというものはそういう数字から決められる、こういうのが実態でございます。

○中野明君 先ほどの金丸先生の議論でも出ておりましたように、毎年車が二百万台もふえるんですから、普通のとおりしておられたら当初見積もったよりも、極端な言い方をすれば反則金も当然多くなつてくる可能性は私はあると思うんですから、車が二百万台もふえているんですから。そういうことも考えられるし、我々のひがみかもしきれませんが、余り反則金の集まりが悪いといいますか、検挙が少ないとときには相当号令がかかって緊急にやられるというような話も、その筋からじゃないのですけれども聞くんです。

参考までにお尋ねをしたわけです。

それとともに、非常に問題なのは、やはり死亡事故ですね。人身事故が、発表されているのによりますと昨年で九千二百六十人ですか、だから

一昨年より一人減ったというだけで、ここ四年連續して九千人台に上つておる。これは大変なこと

でございます。これを警察当局としては八千人にしようという目標を立てておられるようなんですが、言うことは易しいのですが、さて、今の現状から見て具体的に八千人に減らすというのにはどうぞうじょうか。

そういう対策をお考えになつてはいるのか、その辺どうぞうじょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 交通事故死者を八千人以下に今後五年間で抑えてまいりたいという目標を持っておりますことは御指摘のとおりでございます。今後、どういう対策で事故を減らしていくかということをございますが、私どもいたしましては、何よりもまず交通事故の分析を徹底いたしまして、事故の実態に即した重点的な対策というものを今後鋭意進めてまいりたい、かようと考えているところでございます。

○中野明君 いずれにしても、死亡事故というのはもう大変痛ましい事件でござりますので、この点については私ども頭が痛いところでございます。

厚生省に伺いたいんですが、厚生省は、在宅の精神障害者が病院通いをやめてしまつたために病状が悪化することもある、こういう現状に照らして、精神科の通院医療の中止者に対する保健所による訪問指導を近く始めるなどとされているようなんですが、このことについてちょっと具体的に報告をしていただきたいんです。

○説明員(小林秀喜君) お答えいたします。

今、先生がおただしの点は、きょう付で各都府県に指示を出しました精神科通院医療中止者保健サービス事業の件だと存じます。精神障害者の方、病院に入つていらつしやる方もそれから在宅で生活をしていらつしやる方もいらっしゃいます

ルトの着用率の向上を図るために、できるだけ早い機会に一般道路の不着用についても行政処分の点数をつけることを考えさせていただきたい、かくいうふうに考えております。

それから安全教育の面でございますが、特に最近の交通事故は若者の交通事故が非常にふえてきております。その若者の交通事故を具体的に検討してみると、運転技能の問題というよりもむしろ安全マインドといいますか、例えれば、カーブに差しかかれれば当然スピードを落とさなければいけないのでそれとも、落とさないで転倒したり、ガードレールに激突したりという単独事故が非常にふえてきております。こういうことでござりますので、先般指定自動車教習所におきます自動二輪車のカリキュラムを改正いたしまして安全マインドを高めるような教育内容を充実するというような改正も行つたところでございまして、事務の実態に即した重点的な対策といふものを作成してまいりたい、かようと考えているところでございます。

○中野明君 いずれにしても、死亡事故といふのはもう大変痛ましい事件でござりますので、この点については私ども頭が痛いところでございます。

厚生省に伺いたいんですが、厚生省は、在宅の精神障害者が病院通いをやめてしまつたために病状が悪化することもある、こういう現状に照らして、精神科の通院医療の中止者に対する保健所による訪問指導を近く始めるなどとされているようなんですが、このことについてちょっと具体的に報告をしていただきたいんです。

○説明員(小林秀喜君) お答えいたします。

今、先生がおただしの点は、きょう付で各都府県に指示を出しました精神科通院医療中止者保健サービス事業の件だと存じます。精神障害者の方、病院に入つていらつしやる方もそれから在宅で生活をしていらつしやる方もいらっしゃいます

が、医療を受けていまして、その医療を中断した、薬を飲まなくなつたということになりますと症

状は悪化する事例が出てまいります。本来ですとお医者さんがきらつと管理できればいいわけですが、なかなか難しい状況がございます。

それで、本年の四月一日に健康保険の点数表の改正がございまして、病院、診療所から精神障害者の方へ訪問看護に行くという制度ができ上がったわけでございます。ただ、医療機関にしてみれば、自分のところが職員が足りなくて行けない、また遠くて行けないという場合には医療中断のまま放置されるという症例が出てまいります。そういうことから、医療中断ということがわかった患者さんについて医療機関ができる部分については保健所の精神衛生相談員、保健婦をして訪問をして、そして医療の継続を進める。そして社会復帰を図る、そのこと自体がひいては障害者による一般人へのいろんな事件の発生を予防するというところから今般通知をしたところでございます。

○中野明君 全国で精神障害者というのは大体どれくらいおられて、そしてそのうち通院をしてい

る人はどれくらいか、つかんでおられますか。

○説明員(小林秀資君) 精神障害者の全体会数は昭和三十八年に行いました精神衛生実態調査の数で推計をいたしております。その調査によりますと、千人の住民の中に何人精神障害者がいるかといふことはありますから精算者も入っておりまして、全部百五十五万人が医療を受けなければならぬということにはならないわけでございました。それに我が国の人口約一億二千万を掛けますと精神障害者の数は約百五十五万人といふ推計になります。この中には、精神衛生法でいう精神障害者でございますから精算者も入っておりまして、全部百五十五万人が医療を受けなければならぬということにはならないわけでございましたが、現在、精神障害者百五十五万人のうち入院患者が約三十四万人、それから外来の患者は、きらつとカウントはしておりませんけれども、患者調査というのをやつております、それからの推計でいきますと約七十万人いる、このように考えております。

○中野明君 いつもこれ問題になるんですが、運転免許ですね。運転免許は精神障害者だからとい

うあります。本年六月一日に運転免許制度が改正がございました。運転免許制度が改正がございました。運転免許制度が改正がございました。

つて排除の条件になつていませんね。その辺どうなんでしょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 現在、道交法では精神病者には免許を与えないことになつておりますけれども、建前上は精神病者の運転免許を持つておる者はいないということになりますけれども、現実には精神病者の方の中でも一定時期正常に戻るとか、そういう方もおられますので、実際にには免許を持っている者の中にも精神病者がいるということが実態でございます。

そこで、私どももいたしましては、交通指導を取り締まり等の機会とか、あるいは免許証の更新の機会、あるいは中には家族から通報がございまして、こういうことだから免許を取り消してくれというような通報があることもありますので、そういうような機会にいろいろ認知した者につきましては精神衛生鑑定医に診断を嘱託いたしまして、その検査に基づきまして間違なく精神病者であるという者につきましては免許を取り消しているところでございます。ちなみに、昨年一年間に精神病者の疑いで医者の診断を受けさせた者が五百七十九名でございまして、このうち百九十四名の免許を取り消しております。そのほかにてんかん病者とか精神弱者とか、あるいは覚せい剤の中毒者もおりますけれども、精神病者だけでもそこのぐらいの取り消し者がいるというのが実態でございます。

○中野明君 それで、もしそういう人が事故を起こした場合は、裁判になつて、精神障害者だといふことで無罪になるという例が多いんですね。やはり同じでしょ。うね。

○政府委員(八島幸彦君) 犯罪に関しましてはそのとおりでございます。

ただ、民事責任の問題とか、あるいは自賠責の問題等の被害者救済の問題は常に免責というわけではないというふうに理解をいたしております。

そういうことですから、保健所あたりと警察が連携をとりながら、やはりそういう人でも前に免許をもらつて途中から精神障害になつたという人も中にはおられるかもしれませんね。そういうことで、精神障害でなくても交通事故なんか、いろいろ聞いてみると、何か自分の車にちょっと傷をつけられたからといって引き返してひき殺したことか、この人は別に精神障害者じやなかつたんでしょうけれども、異常な気持ちに、車に愛着を持つている人はそんな事件も起こしたり、自動車と

いうの一つ間違うと一種の大変な凶器に変わつてから、そういうことを考えますと、やはりある面から横の連携をとりながら免許の問題についてもなさる必要があるんじゃないだろうかという気がするんですが、大臣どうでしょ。

ね。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいまの点について私は先生御指摘のとおりでございまして、車による交通事故につきましては免許を取り消しているところでございます。ちなみに、昨年一年間に精神病者でございまして、医者の診断を受けさせた者が五百七十九名でございまして、このうち百九十四名の免許を取り消しております。そのほかにてんかん病者とか精神弱者とか、あるいは覚せい剤の中毒者もおりますけれども、精神病者だけでもそこのぐらいの取り消し者がいるというのが実態でございます。

○中野明君 それで、駐車違反の問題なんですがれども、やはり先ほどの議論もありましたように、駐車違反が大都市でこんなにたくさんあるということはもう目に余っております。私どもの国元でも最近はもう随分駐車違反があえているようになりますが、私も町を歩いておつて感じます。結局、駐車違反を取り締まるうとする以上はやはり駐車場の整備というのがいつもついて回らなければならぬと思います。ただ、駐車違反だけ取り締まつて、結局、本人たちに言わせれば駐車場がないじゃないかということですから、やはり今後何か大きな建物を建てるときには駐車場を確保させる、これは警察の仕事ではありませんけれども、いわゆる

建築基準法の問題になつてくるでしょうね。でも、そういう必要も当然生まれてくると思うんですね。

私の宿舎が清水谷にありますけれども、前がホテルニューオータニで、隣りが赤坂プリンスホテルですね。そこで大きな行事があつたらもうそこでどうしようもない。駐車場も限界があるようですね。地下の駐車場に入るのにいつもずっと並んで待っていますね。なかなか入れない。だから、駐車場に入るためには道路へみ出して順番待ちをしている。それが結局違法駐車のよな形になつてくるわけですね。そういうことをいろいろ考えてみると、駐車場が足りないと、いうことが一番のネックですし、駐車場がないのに違反だけを擧げると、ドライバーとしては頭にくくる。それでもう一つ厄介なのは、いわゆる違法駐車をしている人でも、運の悪い人がつかまつて運の悪くない人はそのままよかつたといふやうな交通事故は一瞬にして人の命を奪うという大きな災害をもたらすものでございます。で、その資格たる免許の交付に当たりまして、もちろんその後のいろいろな指導についても同様であると思いますが、厚生省あるいはその他いろいろな機関と十分連携をとりながら今後とも対処していくなければならない、そのように考えます。

○中野明君 それで、駐車違反の問題なんですがれども、やはり先ほどの議論もありましたように、駐車違反が大都市でこんなにたくさんあるということは基本的な方向としては好ましいことではないのですが、御指摘のように、ただ取締まりだけを強化するということも考えます。駐車場をきちんとならば路上駐車のスペースを拡大する場所でございますから、今回の改正でも、できる限り駐車場をきちっとしてあげるということ、これについては、警察としてはどういう努力をなさっているんでしょうか。

そういうことをいろいろ考えてみると、やはり駐車場をきちっとしてあげるということ、これについては、警察としてはどういう努力をなさっているんでしょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 私どもは、先生の御指摘のよう、本来、道路というところは駐車する場所じゃございませんで、やはり車なり人が通行する場所でございますから、今回の改正でも、できる限り駐車場をきちっとしてあげるということ、これについては、警察としてはどういう努力をなさっているんでしょうか。

そういうことは基本的に方向としては好ましいことはあります。御指摘のように、ただ取締まりだけを強化するということも考えます。駐車場が整備されていない、あるいは幹線道路以外の場所で比較的交通の障害になる度合が薄いというような場所を選びまして、現在の問題として非常に酷になることもまた実際問題として非常に酷になることもありますから、御指摘のように、ただ取締まりだけを強化するということも考えます。駐車場が整備されていない、あるいは幹線道路以外の場所で比較的交通の障害になる度合が薄いというような場所を選びまして、現在の路上駐車のスペースの約三倍程度には今後ふやしてまいりたい、かように考えております。

そういうことと、現在の路上駐車場におきましては、先生御指摘のように、場所によりましては

もう常時満杯というところもございますけれども、おしなべて平均いたしますと都内の路外駐車場の利用率は六〇%程度でございまして、まだ利用する余地が残っている路外駐車場もたくさんあるわけでございます。そういうことでございますから、今後取り締まり等を強化することによってできるだけ路外駐車場に誘導していくくといふことでも、今回の改正をお認めいただければ可能になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○中野明君 それで、大都市の交通渋滞の原因といふのは、自動車の台数が多過ぎるということが根本原因でしょうけれども、もう一つは、やはり今の駐車違反ですね。もうひどいところは両側駐車していますから、せっかくの道が半分以下になつて、それが渋滞の原因にもなつておりますね。私、先日も申し上げたと思うんですが、自動車の大手メーカーが東京のガイドパンフをつくつているんです。それを見るとおかしなことが書いてあります。自動車のメーカーさんが出しているのが一番東京をスマート見られる、こういうようなことを書いてあるんですね。まことに適切な話ですけれども、格好の悪い話で、その原因が駐車違反にあるということになつてくると、今回措置でどこまで駐車違反がなくなつて交通渋滞が緩和されるか、やつてみないとわからぬものですから私どもも疑問に思つていてるわけなんですが、この法律が施行されれば駐車違反はどの程度減ると見ておられるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) これは、率直に申し上げますと、やはり取り締まり能力の問題もありますと、この改正がなされたからといって一挙に、現在十六万台あると推定されております都内の違法駐車がきれいになるというわけにはいかないだろうと思います。ただ、最初は、例えば、都心の中でもさらに都心的な一番交通の障害の程度が大

きいような区域を重点的に取り締まりをやつてしまして、それで徐々に範囲を広げていくとか、そういうようなことによりまして時間をかけてできるだけきれいな道路にしてまいりたい、あわせて、路外駐車場等の整備につきましても、関係機関にいろいろ働きかけまして、要は、違法でない駐車といふのは差つかえないわけでございますから、そういう方向で警察としても努力をしてまいりたい、かように考えております。

○中野明君 それから、今回ペーキングメーターをふやすということになつているようですが、ペーキングメーター、現在は四十分だと聞いています。それが渋滞の原因にもなつておりますね。私が、先日も申し上げたと思うんですが、自動車の大手メーカーが東京のガイドパンフをつくつているんです。それを見るとおかしなことが書いてあります。自動車のメーカーさんが出しているのが一番東京をスマート見られる、こういうようなことを書いてあるんですね。まことに適切な話ですけれども、格好の悪い話で、その原因が駐車違反にあるということになつてくると、今回措置でどこまで駐車違反がなくなつて交通渋滞が緩和されるか、やつてみないとわからぬものですから私どもも疑問に思つていてるわけなんですが、この法律が施行されれば駐車違反はどの程度減ると見ておられるんですか。

○政府委員(八島幸彦君) ペーキングメーターの駐車時間でございますが、現在、全国的に申し

ますと、短いところでは三十分といふところがございますし、長いところでは二時間といふところがございます。いずれにしましても、その範囲内で地域の実情に応じて決めているわけでございます。御指摘のように、東京都内の場合は四十分とあります。しかし、それでも、その範囲内では超えた場合にも赤ランプがつくというような構造になつておりますから、警察で設置いたしましたペーキングメーターも、違反は外見的にわかるようになつていてるわけですが、何せ全体の違反の取り締まり率が〇・七%という状況でございまして、なかなか取り締まり能力がついていないということで、そういう違反があることも事実でございます。

○中野明君 ちなみに、昨年一年間にそういう時間超過ある人はもともと金を入れないで駐車しているという違反を検挙いたしておりますのは九千二百三十件でござります。

○中野明君 それからもう一つは、今後ペーキングメーターをふやしたり、あるいは今のチケットを出して、そして駐車場所も選定されるんですけれども、払わないで、こまかして、こまかしてといつたら何ですけれども、ただで逃げてしまう、行つてしまつというのがかなりあるよう聞いています。私の国元では、ペーキングメーターは、車をつけてますと、幅一十センチぐらいの鉄板

がガチャーンと上がりますて、ペーキングメーターは全国で一万四千基ほどございまして、そうすると鐵板が自動的に下へおりる。ですから、たまでは出られぬのですよ。お金を入れないと車が動きかねようになりますね。そういうのがあるとごまかしができないと思うんですけども、東京では、何か要領よくお金を払わないでそのまま行つてしまふのもかなりあるよう聞いています。そのとおりでしょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 全国的には、実は数は少ないので、約三千台分でございますが、警察ではなくて道路管理者が設置している路上駐車場がございまして、その道路管理者が設置している駐車場につきまして、御指摘のような装置のペーキングメーターもあるようございます。現在、機械の構造上は料金を入れなければペーキングメーターの上に赤ランプがつくというような構造になつております。あるいはまた制限時間を超えた場合にも赤ランプがつくというような構造になつておりますから、警察で設置いたしましたペーキングメーターも、違反は外見的にわかるようになつていてるわけですが、何せ全体の違反の取り締まり率が〇・七%という状況でございまして、なかなか取り締まり能力がついていないということで、そういう違反があることも事実でございます。

○中野明君 ちなみに、昨年一年間にそういう時間超過ある人はもともと金を入れないで駐車しているという違反を検挙いたしておりますのは九千二百三十件でござります。

○中野明君 それからもう一つは、今後ペーキングメーターをふやしたり、あるいは今のチケットを出して、そして駐車場所も選定されるんですけれども、払わないで、こまかして、こまかしてといつたら何ですけれども、ただで逃げてしまう、行つてしまつというのがかなりあるよう聞いています。私の国元では、ペーキングメーターは、車をつけてますと、幅一十センチぐらいの鉄板

がつてきたのかなどといふことで実は喜んでいたわ

けですが、ちょっと最近また様子が変わつてしまつたので、今後さらに強力な取り締まりをやつてしまいたい、かように考えております。

○中野明君 これは、本當にはた迷惑で、何事が起つたんかというぐらい大きな音ですよ、二台ぐらいのようく想像しますけれども、ぜひ対策をお願いしたいなと思います。

それから、いよいよ高齢化時代を迎えてきたわお年寄りの人もこれからかなりふえてくるわけですね。そうなつてまいりますと、両方の対策が必要になつてくるんじゃないかなと思うんです。警察としては高齢化時代に対してのお年寄りの事故に遭われる方、同時に、七十、八十になつても運転はできる人もたくさんおられるわけですから、そういう人に対する対策といいますか、指導といいますか、そういう面はどう考えておられますか。

○政府委員(八島幸彦君) 御指摘のとおりでございまして、最近、お年寄りの歩行中の死者が非常にふえてきております。また一方、お年寄りの運

転による事故というのもふえてきておりま

す。これからますます高齢化社会が進んでまいりますので、お年寄り対策というものを今後の交

通警察の一つの大好きな重点として取り組んでいく

必要がありますと思っております。

まず、歩行者対策の問題でございますが、最近

のお年寄りといいましても、既に車社会に入りました

方もおられるんですが、それにもかわらず歩

行中の死者がふえているということを考えてみま

すと、一つには意識と実際の行動とのずれがあ

る。自分では速く歩いて横断しているつもりで

も、実際にはそんなに速く歩いていないといふよ

うなことで、大丈夫だと思っているのが間に合わ

なくて車にはねられてしまうというような結果で

はないかというふうに考えております。

それから、今までの私どものお年寄りの安全教育は、主として組織を通じてと申しますが、お年寄りが多い。同時にまた、寿命が延びていくわけですから、運転免許を取つて運転をなさっているお年寄りの人もこれからかなりふえてくるわけですね。そうなつてまいりますと、両方の対策が必要になつてくるんじゃないかなと思うんです。警察としては高齢化時代に対してのお年寄りの事故に遭われる方、同時に、七十、八十になつても運転はできる人もたくさんおられるわけですから、そういう人に対する対策といいますか、指導といいますか、そういう面はどう考えておられますか。

○政府委員(八島幸彦君) 御指摘のとおりでございまして、最近、お年寄りの歩行中の死者が非常にふえてきております。また一方、お年寄りの運転による事故というのもふえてきておりまして、これからますます高齢化社会が進んでまいりますので、お年寄り対策というものを今後の交通警察の一つの大好きな重点として取り組んでいく必要がありますと思っております。

まず、歩行者対策の問題でございますが、最近のお年寄りといいましても、既に車社会に入りました方もおられるんですが、それにもかわらず歩行中の死者がふえているということを考えてみますと、一つには意識と実際の行動とのずれがある。自分では速く歩いて横断しているつもりでも、実際にはそんなに速く歩いていないといふようなことで、大丈夫だと思っているのが間に合わなくて車にはねられてしまうというような結果で

はないかというふうに考えております。

それから、今までの私どものお年寄りの安全教育は、主として組織を通じてと申しますが、お年寄りが多い。同時にまた、寿命が延びていくわけですから、運転免許を取つて運転をなさっているお年寄りの人もこれからかなりふえてくるわけですね。そうなつてまいりますと、両方の対策が必要になつてくるんじゃないかなと思うんです。警察としては高齢化時代に対してのお年寄りの事故に遭われる方、同時に、七十、八十になつても運転はできる人もたくさんおられるわけですから、そういう人に対する対策といいますか、指導といいますか、そういう面はどう考えておられますか。

○中野明君 最後に、けさほども出ておりました

が、警察の道路交通の取り締まりなんです。たぶん私は新聞記事等で見るんですけども、長官は、取り締まりに当たって、いわゆる相手方が納得のいくような親切丁寧な指導と取り締まりに当たれということをおっしゃっていることはよく承知しておるんですが、現場へ行きますと、長官が

そう指導なさつておるんですかとも現場まではなかなか徹底しないんじゃないかという嫌いもあります。

特に、標識が日本の場合は余りにもたくさんあります。一方通行がありますね。一方通行の出口で捕まるんですよ、これ一番頭にくるらしいんですよ、運転手さんも。一方通行の入り口で、そこへ入ってはいかぬ、そこは一方通行だから入れませんと言つて指導したり注意してくれたらこれは非常に喜ぶんですね、喜ぶというかありがたがるんですけども、出口で待つておつて捕まえるんですけれども、出口で待つておつて捕まえるんですから、これはどうしようもないんですね。一方通行もう通つてきたんだからね。そういう傾向が非常に強いんです。道路でも信号を渡つた方向が非常に強いんです。信号を渡つた方向が非常に強いんですね。こっち側におつて、そこは左へ回るんだたら真ん中行つたらいかぬと注意せにやいかぬのに、渡つたところにあるもんですから違反してきた直後にぱつとやられる。それが結局、違反を擧げるために取り締まつてあるんだという、やられた方には反感が出てくるわけですね。

そこで待つておつて、ここにおつたら必ず捕まえられる、成果が上がるというそういうことでやられて、もうけしからぬと言うてぶりぶり——それで今、広域化しているのですから、その町に常時住んでいる人ならこそこそ一方通行だということはわかるんですけども、隣の町なんかから用事

で来た人なんかはうつかりしていると信号の一方通行というのを見損なつてすつと入つたりする、そういう場合もあるんですね。その辺どうなんでしょうね。指導のときにそういうことをもつと徹底されたら、やはり警察の取り締まる姿勢にも問題があるんじゃないかなという気がするんですが、長官どうでしょうか。

○政府委員(山田英雄君) 繰り返し御答弁申し上げておりますように、我々の基本は、国民の支持と共感を得る指導、取り締まり、これを実施しなければいけないということをございます。

ただいま大変具体的な例を挙げられてお尋ねでございましたけれども、前にも申し上げましたが、違反の七三%は一七%の少数のいわば累犯者によつて行われておるわけでございまして、今的一方通行の問題あるのは交差点の左折、右折の問題も、わかつていて悪意の違反、これはやはり相当程度あると我々は受け取つておるわけです。たまたま初めての違反で、あるいは標識に気がつかなかつたとか、そういう善意の違反と言つとおかしいですが、過失の軽い違反というものもあると思ひます。そこら辺を見きわめるのがやはり現場の警察官の努力と経験であろうかと思ひますが、その点は十分注意するように、また、各都道府県警察の現場に私どもも指導し徹底させたいと思ひます。そこら辺を見きわめるのがやはり現場の警察官の努力と経験であろうかと思ひますが、それが一方通行のところでも交差点でも事故につながつておるということは御理解いただきたいと思います。

そういう取り締まりを徹底いたしませんと、ドライバーのマナー全体が上がつてこない。私はこの一七%の累犯者というものを一〇%に五%にしていかなければならぬと思うんですね。駐車対策も、わかつておつて、どうせ取り締まられないんだから、張り札されたつて取ればいいんだといふことで違法駐車を繰り返しているということではないけれども、それがなかなか出来ないと思うんですね。そういう意味で、今回も緊急対策といたことを道交法の改正の中身で実現させていたいことを思つておるわけですが、十分に注

意してやつてしまひります。他方、悪質なドライバー、そういうものを少なくするための取り締まり、指導、予防、こういうことも我々職務としてやつていかなければいかぬ、その辺のことを御理解賜りたいと思います。

○中野明君 最後に、大臣、けさほどから議論が出ておりますように、少なくともネズミ取り、こういうようなことが言われないような取り締まりになるよう現場に対する徹底方を、長官も今おつしやつておりますが、公安部委員長としてぜひ機会があるたびにそれを訴えていただいて、そして、どうしても取り締まる方の数が少ないものですから不公平みたいになつてくるわけなんです。それは違反をした方が悪いんですよ、悪いんだけども、おれだけじゃないじゃないか、そしてうまいこと、やられてないのがいっぱいおるやないかと、それがやあいが悪いんですね。ですから、そういうことを言わせないよな、いわゆる日ごろ事前に注意をしてあげるということがある程度徹底してくると、ドライバーもあれくらい注意されたんだからやっぱりこっちが悪いんだといふ氣になつてくると思うので、その辺の指導をあらゆる機会にお願いしたいなと思うんですが、一言おつしやつください。

○國務大臣(小沢一郎君) 先生御指摘のよう

に、警察の行政は違反者を取り締まるということだけではございませんで、むしろそういう違法を、あるいは違法な行為を起こさせないように、国民の皆さん本当に理解を得て行っていくというこ

とがその基本の構成、姿勢でなければならないと思います。現場の警察官も実際の日常の中で大変であろうとは思つておりますが、私どもなお先生の御意見も踏まえまして、その精神を徹底させて、本当に国民から信頼され理解される警察官であり警察行政にしなければならない、そのように今後とも心してまいりたいと思います。

○下田京子君 今回の道交法改正のポイントといいますか、それはやっぱり違法駐車対策と罰金、反則金の引き上げ、これにあると思います。違法

駐車対策の中で時間制限駐車区間にに関する制度を新設して路上の短時間の駐車を秩序あるものにする、この点については一定の改善だと私は評価をやつしてまいります。

○中野明君 しかし車による移動保管体制を強化したり、さらに、反則金につきましても、他の反則金は二倍引き上げというところを駐車違反については二・五倍とするというような対応の中身になつているわけなんですね。

私は基本的にますただしいのは、この違法駐

車の対策の基本、これは一体何なのかということなんです。政府の資料を見ましても、今までの答弁から明らかになつておりますけれども、東京都内の場合はと九六%が駐禁区域になつてお

ますと。ところが、駐車場の整備はどうかといえども、またパーキング・メーター設置箇所も七千七百基ということになりますと、路外駐車場に誘導するんだということだけれども、物

理的に言つてこれは不可能ということが都内の場合には明確になつてゐるんです。ですから、あれ

うのはこの駐車場の整備、ここに置くということ

が大変重要ではなかろうかと思つんで

○政府委員(八島幸彦君) 御指摘のとおり、駐車対策の基本は路外駐車場の整備が必要であるといふふうに私どもも思つております。ただ、現在に

おいて十分な路外駐車場が整備されていない。しかも都内に十六万台の瞬間違法駐車台数がある。

この違法駐車が現実に交通の円滑化を大害害してゐる。あるいはバス路線にびこりましてバスが停留所に着けられなくて、道路の真ん中で客が乗降をしておる。あるいは駐車車両に衝突して死亡するという事故がこの五年間に約八割ふえている

というような実情を考えますと、路外駐車場の整備を待つということは現実的には何ら対策を講じないということになりますし、現在の駐車状態

はこのまま放置できないということをございます

ので、とりあえず、現在考えられる限りの警察側としてのとり得る措置を今回の改正案に盛り込んでいたいた次第でござります。

○下田京子君 端的にお答えいただきたいんです、時間がなくてね。

○中野明君 基本的な違法駐車の整備という点での対応はお認めになつておられるわけです。ただ、私申し上げたのは、パーキングメーターの設置等具体的にこれから事業計画があるのかというと、ないわけですか。

反則金の引き上げなんですねけれども、この引き上げは他の違反よりも高い二・五倍にしたと、こういう取り締まり強化によって違反を抑制することが一体できるんだろうかという点で、反則金の引き上げで違法駐車を防ぐという発想が大体おかしいということを私は申し上げたいと思うんです。

それで、次に、この関係で大事なことは、今回の改正で反則金を引き上げまして、反則行為の適用拡大というようなことをいろいろ考えられておるようですがれども、このことによる収入増といふのはどのぐらい見込んでいらっしゃるのか、年間約四百億というふうに伺つておりますけれども、間違いございませんでしようか。

○政府委員(八島幸彦君) 反則金の引き上げ及び反則制度の拡大によつて反則金収入がどの程度ふえるかというお尋ねでございますが、これは革げて取り締まり件数によるわけでございますので、正確な数字はお答え申し上げられませんが、仮に、昭和五十九年と同じ取り締まり件数であると仮定すれば御指摘のように約四百億の増収になる

と、こういうことにならうかと思ひます。

○下田京子君 あくまでも仮定だとは思ひます

が、そうしますと、今までの収入金の実態から見れば、年間約一千億の反則金収入になるというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(八島幸彦君) 取り締まり件数が同じ

であるとすればそういうことになります。

○下田京子君 過去の実績を見ますと、大体そ

うな状況でありますから、仮の数字であるけれども年間約一千億の反則金による収入を見込んでいたいた予測をする中で、これは自治省の交通安全対策特別交付金として県それから市町村に交付されるわけですね。また、その中で交通安全施設整備事業というものを大きな財源として行つてゐるわけだと思ひうんです。

この交通安全施設の整備事業計画の問題で質問したいんですけども、過去に行われました第一次、第二次ありますけれども、第三次整備計画と第四次の整備計画でまずお答えいただきたいわけですが、補助金のつく特定事業というのがございまして、これが第三次の場合にはトータルで一千九百億の予算であつたかと思ひます。それが第四次、六十一年度から五ヵ年計画で出発する分については一千三百五十億という格好で、この補助による特定事業の分が五百五十億円の減になつてますね、これが第三次の場合にはトータルで一千九百億の予算でありますけれども、これが第四次、六十一年度から五ヵ年計画で出発する分について一千三百五十億という格好で、この補助による特定事業の分が五百五十億円の減になつてますね、これが第三次の場合にはトータルで一千九百億の予算でありますけれども、この補助による特定事業が大幅に減額されるという計画を立てなければならなかつたその大きな理由は何でございましょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 御指摘のとおり、第三次の特定事業の規模は計画ベースでは一千九百億円とどまつたわけであります。これは交通安全施設、公安委員会分につきましては特定財源でありますけれども、この補助による特定事業が大幅に減額されている、こういう数字が出でているわけなんですねけれども、この補助による特定事業が大幅に減額されるという計画を立てなければならなかつたその大きな理由は何でございましょうか。

○政府委員(八島幸彦君) 御指摘のとおり、第三次の特定事業の規模は計画ベースでは一千九百億円とどまつたわけであります。これは交通安全施設、公安委員会分につきましては特定財源でなくて一般財源なものですから、国が厳しい財政事情が直に反映された結果このような実績にとどまつたわけでございます。私どもとしましては、計画を立てる段階で、一千三百十一億という実績を踏まえて現実的な計画を立てよう、そのかわり、立てた以上は何が何でも達成をしよう、こういう考え方でございます。

それから第二に、そういうのが主な原因でござりますが、実は、事業区分の見直しをしたという

ことでも理由でございまして、と申しますのは、今度地方単独事業に回しました事業は、御承知のように信号機の新設と大型可変標識の設置に関する事業でございます。

まず、信号機の新設につきましては、最近特に大都会におきましてむしろ信号機が多過ぎるんじやないかと。だから、信号機によつてかえつて交通の渋滞を深刻化させているんじやないか、こういう御意見が出来てきております。そのようなことで、現実に信号機を新設する必要性というものにつきましては、大都會ではそうでございますけれども、また一方、地方の県ではまだ足りないと、いう県がありまして、その必要性に非常にアンバランスが出てきた、こういうことでございまして、この際その都道府県の実情に応じて信号機の新設は考えていく、こういうふうにしたものでございます。

それから、大型標識につきましても、最近標識が非常に多過ぎる、標識ジャンブルじゃないかという御意見も始めてきておりますので、大型標識を整備することによりまして視認性を高め標識の整理統合を図つていく、こういうようなことも必要であろう。そうしますと、現在の標識標示は地方単独事業で実施されておりますので、この際統合的に地方単独事業として整備してまいりたい。そのかわり、財源措置を必要な手当てをやつてしまひたい、かように考えた次第でござります。

○下田京子君 いろいろお述べになりましたけれども、第一次といふのは達成率一〇五・二%で、第二次分は九四・九%といつてあるんです。第四次は第三次に比べて補助による特定事業を減らしたのは補助金の抑制の結果であるということをお認めになつたわけですから、問題はそういうところに合わせてやるというところにも一つ問題がある、これは指摘しておきたいと思うんです。同時に、事業区分の見直しということについて、これはまた別途次で質問したいんですけども、ここではつきりさせたいことは、公安委員会関係の

交通安全施策の整備なんです。反則金の引き上げというものが非常に財源的に大きな役割を果たすことになるんではないかということなんです。

つまり、公安の場合、補助から単独にという格好で単独事業が非常にふやされているわけだけれども、この単独事業の増額分というのは第四次

の場合に三次に比べて約六百三十億円ふえているわけです。この六百三十億円のうち、反則金の引き上げによる収入が一体どのくらいあるんだろうか。さっき仮の数字でお示しになりましたけれども、四百億のうち四割が

市町村に行って、あと県に残り六割行く。その六割分が半分ずつに分けられるということになりますと、四百億掛ける四年分ですから一千六百億。

一千六百億の三割という格好になりますと、ざつと四百八十億円。全体計画でいえば四百八十億円

見込める気になるわけです。そういうことで、

今回の法改正による反則金の引き上げというものが地方単独の事業の財源に大きく充てられる、結果としてそういうことが言えるというふうに思いますが、間違いないですね。

○政府委員(八島幸彦君) 今回、反則金の限度額を引き上げる、あるいは罰金を引き上げるという

ことは、挙げて交通安全対策のためでございまし

て、安全施設の財源対策のつもりは毛頭ございません。しかし、現在の制度の仕組みといたしましては、御指摘のよう、反則金收入はすべて都道府県なり市町村に配分されるものですから、結果としてそれが財源の一部に使われるということはそのとおりだらうと思います。

○下田京子君 全くそなんですよね。ですか

ども、第一次といふのは達成率一〇五・二%で、

第二次分は九四・九%といつてあるんです。第四次

は第三次に比べて補助による特定事業を減らした

のは補助金の抑制の結果であるということをお認めになつたわけですから、問題はそういう

ときに、事業区分の見直しということについて、こ

れはまた別途次で質問したいんですけども、こ

こではつきりさせたいことは、公安委員会関係の

第三次計画の内容なんです。第三次計画の

事業の重点の中には歩行者及び自転車、特に子供、老人及び身体障害者の交通の安全を確保すること

を重点というふうに明記されてゐると思うんで

れども第三次に比べまして四八・四%増というこ

とで、いずれも大幅に拡大することになつております。ただ、問題は内容なんです。第三次計画の

事業の重点の中には歩行者及び自転車、特に子供、老人及び身体障害者の交通の安全を確保すること

を重点というふうに明記されてゐると思うんで

れども第三次に比べまして四八・四%増といふこ

とで、いずれも大幅に拡大することになつております。ただ、問題は内容なんです。第三次計画の

事業の重点の中には歩行者及び自転車、特に子供、老人及び身体障害者の交通の安全を確保すること

を重点というふうに明記されてゐると思うんで

そのため、全体といたしまして一兆三千五百億ということで、第三次の計画に比べまして四八

%の増。それから、単独事業の方でございます

が、これは交通安全施設等整備事業の法律の趣旨

に基づきまして、實際には各県からの積み上げで

決まるものでございますが、現在のところやはり

同じ四八%増、合わせまして一兆二百億、合計い

たしますと二兆三千七百億円の事業でもって交通

安全の施設の拡充に邁進したいと思っておりま

す。

なお、もちろん、この交通安全施設等整備事業

といいますのは、既存の道路の交通安全施設の整備

であるとかあるいは改良でございますが、新し

く道路をつくる場合は当然ながら交通安全を十分

配慮した道路をつくる方向で進めてきておりま

す。

○下田京子君 大臣にお聞きしたいのですけれども、今お聞きのとおり、第三次に立てた計画に基づいて第四次の整備計画も進める、こういうこと

なんですか? 第三次の開議決定によります

ととしております。

その際、今、先生から御指摘がございましたよ

うに、重点は私ども五つ考えております。一つ

は、歩行者、自転車利用者の安全を確保するため

の歩道であるとかあるいは自転車道の重点的な整

備。それから、今御指摘の点だと思いますが、安

全、快適な歩行者空間を確保するための幅の広

い、使いやすい歩道等の整備、あるいは身障者対

策のための段差の適切な切り下げ、こういうよ

うなもの、さらに自転車駐車場の整備なんかを考え

ております。三番目には、自動車事故といふもの

も依然として大きなシニアを占めております

で、例えば混雑区間におきます登坂車線等あるい

は交差点の改良、こういうものをつくることにし

ております。さらに、情報社会を迎えて、案内

標識あるいは道路交通情報、これらにつきまして

は補助の道をしようと考えております。それで、

重点の置き方につきましては、全く第三次を引き

継ぎまして、さらに積極的に行うということにしておりま

す。交通安全の観点から道路の改築などを進めるのに極めて重要な事業であるというふうに私も解しております。六十一年度から第四次の計画を見てみると、補助の特別事業が一兆三千五百億円で、第三次に比べまして四八・四%増、九千

つて三十三億円の財源を浮かすというような形になりました。ですから、実態は子供の交通安全、命にかかる問題と、ましてや通学道路の整備を図ると言ひながらこの補助率の引き下げということはやはりこれは問題ではないかという点なんですね。

○國務大臣(小沢一郎君) 今度の第四次の整備計画におきましても、現在の交通事故の状況等につきまして、先生御案内のとおり、子供あるいは老人等がふえておるわけでございます。したがいまして、そういう子供、老人等の交通事故を少なくするという意味におきましてもこの整備計画において対処していくかなければならぬ。その方針は当然實かれいくものと思っております。

今のお指摘は、建設省の方の補助負担率の問題であろうかと思います。いろいろ国全体の財政状況の中で、負担率が切り下がってきたことは事実であろうと思ひますが、私がこれ言う話ではありませんけれども、建設省道路行政におきましてもいろんな角度から新しい政策的な中にも地域のそういうた交通安全にかかるること、あるいはまた、学校通学路等に対する新しい施策も講じながら対処しておると私は承知いたしております。したがいまして、これから私どもも建設省等とともに十分連絡をとりながら、御指摘の点については今後とも十分力を入れて対処してまいりたいと思っております。

○下田京子君 まさか子供を交通事故から守る対策を後退させますなんということとは答弁できません。それをおっしゃるとおりなんですが、現実的には予算で削られている、これは事実なんですね。

次に、これは端的にお答えいただきたいんですけれども、天皇在位六十年式典あるいはサミットに絡んでの警備体制でござります。聞きますと、一日最高三万人で、地方からは沖縄、千葉、それから地元の東京を除いて四十四道府県から約四千人の応援をいただいて警備に当たった、その延べ人数は何人になるのか。それから同時に、予算はどうであったのか。これは人件費等が約七十億で

あるとかあるいは緊急指令のシステム導入のためには三十六億円だと、あるいはVIPのための機器を三機購入したのでざつと七十億あるいは五十億、そんなことを言われておりますけれども、経費、できたら項目別あるいは国、地方区分でお示しください。

○政府委員(三島健二郎君) 今回の天皇在位六十一年記念式典並びにサミットの会議に対しましては、極左暴力集団がこれを一体のものと見て、この催しを粉砕する、爆破するという言い方をしておるわけであります。彼らが爆破するという内容は……

○下田京子君 端的に答えてください。

○政府委員(三島健二郎君) 会議そのもの、行事そのものを防ぐという問題と、それからまた、全国においていろんな重要防護対象に対する防御をしたい、こういうことを含んでいるわけがあります。したがいまして、今回の警備全体を申し上げますと、全國それぞれの地域でそれなりの警備を行つてきたということと、それからもう一つは、警視庁管下においてはこのよう式典の会場並びに会議の開催の場所等を中心警備を行つたといふことであります。この人數につきましては、警視庁といたしましては一日全体で最高約三万人の動員ということで警備をいたしましたし、全国ではさらにそのほか一日で七万人程度の者がそれぞれサミット警備並びに御在位六十年の式典に関連して警備を行つた、こういうことでござります。

○下田京子君 トータル人數、金額。

○政府委員(三島健二郎君) 警備につきましては、早い時点からいろんな形でもってその警備体制に入っているわけあります。また、警備と申しましても大変幅広く警備をいたしております。それは例えば、警察の組織で申し上げますと、各部門がそれぞれの立場でそれぞれの仕事をするし、あるいはさらに応援の形、いろんなものをとりましてやつてあることがありますので、それがふえておるわけでござります。したがいまして、その積算といふものは非常に困難であるという状況でございます。

○下田京子君 積算困難だなんて、ふざけないでくださいよ。実際にどういうような機材で幾ら、人件費幾らというのを答えられるじゃないですか。

もう時間がないからそれもあれこれ言えませんけれども、おっしゃるように、中核派などにせん左翼暴力集団の暴挙を抑える、これは当然なんですよ。しかし、現実にはそれに対応ができるのか。きちんと対応できずして、一方どうかと言えば、国民、都民に対してはまるで戒厳令下に置かれたような状態だと大変多くの皆さん方が訴えられておりますよ。例えば、交通規制もつてタクシーの方やあるいは宅配便の方々がどんなに営業的に損失を受けたのか。あるいはまた日常生活に對しましても、いや洗濯物いかぬとか、窓を閉めるとか、店じまいしたとか、言うに事欠かなぐらい大変なことが相次いで訴えられたわけなんです。一体何を根拠にしてこういうことをなさいましたか。法的根拠。

○下田京子君 言うまでもなく、皆さんは、協力私たる名において職権乱用に値する対応をなされてしまう結果いろいろな問題が出てきたんではないかと、いうことは承知しているはずです。

私は、具体的に申し上げたいんですけども、皆さんの職務上の行為といふのは警察法に基づき、あるいは警察官職務執行法に基づいて行われていると思うんですね。そういう中にあって、今具体的にお答えいただきたいことなんですねけれども、五月四日、神田署が、共産党の機関紙赤旗新聞連員を呼びとめて、そして職務尋問と称して頗る帳を奪つた、返してくれないというような事件が起きているはずです。どういう状況の中でこんなことが起きましたか。

○政府委員(三島健二郎君) 御指摘の点は、五月四日の午後八時五十分ごろ、千代田区神田錦町のちょうど電機大学の前あたりだと思いますが、そこでサミットの警備に当たつておったといふ自動車に乗つた方が、一見学生風の方であったといふふうに向つておりましたが、通りかかったといふことで職務質問をしたという事案であると思いま

す。

警察官がその方をおとめして、そして質問を行いましたところが、答える必要はないということとでその場をそそざと立ち去ろうとしたということがございました。これは不審であるということでもつて、その不審点の解明のために警察官がさうふうに向つておりましたが、通りかかったといふことで職務質問をしたという事案であると思いま

す。

警察官がその方をおとめして、そして質問を行いましたところが、答える必要はないということとでその場をそそざと立ち去ろうとしたということがございました。これは不審であるということでもつて、その不審点の解明のために警察官がさうふうに向つておりましたが、通りかかったといふことで職務質問をしたという事案であると思いま

す。

○下田京子君 はい。最後に、これは大臣に御答弁いただきたいんですが、今の事実はまさに一方

的でありまして、状況は私よく知っています。まず呼びとめた、そして何だと、新聞配達だと、そしたら、ああ赤旗かと、それで読んで、一部彼らだと、そういうやりとりをしているんですね。それで、名前はどうなんだ、答えてくれたっていいでしょ。いいですか、さっきの協力ということだったら答えることは必要ないんです。しかしながら、職務尋問といふものはこれはきちっと法律に基づかなかつたらできないことでしょう。なのに、それと言いましたら、トランシーバーでもつて十数人の警察官を呼んでポケットまで全部調べるとかというような格好でもつて、順路帳を奪つて書き写して、そして返してよこしたという対応なんですよ。

私が言いたいのは、きちっと赤旗新聞ですからね、そして名簿を持つているわざですからね、本

人が電話をして確認してくれ、こう言つてゐるわけですからね、そういうことを認めないと一方的にやつたというのはこれはまさに職務乱用もいいところだし、はつきり日常的な政治活動への介入だということを私は申し上げたいんです。厳重に抗議すると同時に、やはりこういう行き過ぎた行為といふものは以後異議といふ対応は、それこそがまさに国民に理解を得た必要な警備、そして今のようにせ左翼の暴力集団を取り締まる。そういうことに役に立っていくものだと思うんです。

○國務大臣(小沢一郎君) 事実につきましては今、警備局長から答弁したとおりであらうと思います。

○下田京子君 あるうじやだめよ。あらうじだめなの、事実をきちつと確認しなきや。

○國務大臣(小沢一郎君) 事実そのとおり警備局長が答弁いたしておるわけであります。

今回のことにつきましては、何しろ国家的な、あるいは国際的な本当に大事な行事であったわけ

でございまして、それをとにかく人命も何も構わず邪魔しよう、粉碎しようという連中が存在するといふことは事実でございます。したがつて、そういうようなことを成功に本当に導いていくた

めに皆さんに御協力を求めて、御理解を求めて、そして今日の警備をやつてきたと思います。実際上の問題といつしまして具体的にはいろいろありますかとは思いますけれども、総体として国民の多くの皆さんの御理解を得て今回の広域警備はできましたものと思います。

もちろん、共産党の政治活動に故意に干渉するなどということはあり得ないことでござります。

○下田京子君 あらうはずがないと言つたつて起きたんだから、きちっと今後対応しなさい。

○委員長(増岡康治君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、上條勝久君、福田宏一君及び古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君、海江田鶴造君及び竹山裕君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、道

路交通法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、道

路交通法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一の、違法駐車対策ですが、改正案では短時間の時間制限駐車区間の拡大という一定の改善面

があります。しかし、対策の中心は、反則金の限度額について他の反則行為以上の二・五倍に引き

上げることとしています。また、違法駐車のステッカー破損罰則規定を新設し、さらに、レッカーカーによる移動保管体制を強化するなど取り締まりを一段と厳しくすることを基本としております。

そして今日の警備をやつてきたと思います。実際上の問題といつしまして具体的にはいろいろありますかとは思いますけれども、総体として国民の多くの皆さんの御理解を得て今回の広域警備はできましたものと思います。

もちろん、安全を大きく阻害する悪質な駐車違反を重点的に取り締まるなどの対策は必要です。

しかし、現在、より抜本的な対策として求められているのは、駐車場対策を初め物流システムの見直し、交差点の立体化、公共交通機関の拡充など

人命尊重の交通環境への転換を図ることです。

東京都の場合、瞬間路上駐車台数十八万台に対して駐車場がわずか八万台であり、これでは物理的に違法駐車が根絶できないことは余りにも明白です。

第二に、罰金、反則金の引き上げですが、このように取り締まり強化で交通違反を根絶できないことは駐車違反の例のとおり明らかです。

交通事故対策のためには、行政の第一義的責務として、道路等の交通安全施設の整備の推進こそ必要です。ところが、中曾根自民党内閣は、臨調行革路線のもとで国の補助金の抑制、さらに高率補助金の名による通学路整備の補助率引き下げなど、子供たちの交通安全、命にかかる予算までもカットするという冷たい姿勢です。

さらに、今回の反則金の引き上げが、事実上、交通安全施設整備予算カットの穴埋めとなつてゐることは、今年度からスタートする第四次計画において、反則金を重要な財源の一つとしている地方単独事業依存の計画になつていてからも明らかです。

なお、道路、交通状況の調査などの業務が民間に委託できることとしていますが、これらの業務は道路使用の許可など警察署長の権限行使のため必要な調査であり、本来、警察の責任において直接行うべきものであり、賛成できません。

以上で反対討論を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

案文を朗読いたします。

○委員長(増岡康治君) 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について善処すべきである。

一 交通の指導取締りに当たつては、交通事故の防止、公共交通の健全な維持・発展をめざすとともに、いやしくも取締りのための取締りに厳に慎み、広報の徹底と指導に力点をおいた交通行政の徹底を図ること。

二 都市におけるバス、軌道等公共交通の重要性にかんがみ、公共交通優先の施策を推進す

るとともに、関係業界に対する長時間運転・過積載等の改善指導の徹底、営業用車両の駐車・休憩施設の整備、専用・優先バス・レー

ン等の促進等、総合的な施策を展開するこ

と。

三 時間制限駐車区間の設定に当たつては、バ

ス路線に対する配慮等大都市交通の現状を勘

察して、設置基準を設定する等慎重に対応す

るとともに、交差点周辺、バス・レーン等における違法駐車の的確な取締りに努めるこ

と。

四 パーキング・メータ等の管理事務等を委

託された者並びに指定法人及び職員の活動については、独自の取締り権限を有するかのよ

うな譯解を与えることのないよう特段の配慮を払うとともに、指定法人によるレッカーモードについては、警察署長は移動の必要性の判断に当たり、危険性、迷惑性の強いものに重点を置くこと。

五 違法駐車両に対する標章の取付けについては、事前の広報等に努めるとともに、危険性、迷惑性の強いものに重点を置く等、適正、妥当な運用を図ること。また、標章の運転者による除去に対する罰則については、施行前に十分周知徹底を図ること。

六 駐車違反の取締りに当たっては、交通情勢の変化等も勘案し、駐車理由及び具体的な危険性、迷惑性等を踏まえ適正、妥当な運用を行いうよう、取締りの現場への徹底を図ること。

七 速度制限については、常に実情を調査検討し、騒音・安全性等も配慮の上、交通実態に応じたものとなるよう対処すること。なお、取締りに当たっては、その広報に努めること。

八 反則金の限度額の引上げに伴う反則金の引上げ額の決定に当たっては、慎重な検討を加えること。

九 人口の急速な高齢化と交通事故の現状等にかんがみ、高年齢者の交通安全対策について万全を期するとともに、身体障害者の移動の機会の拡大を保障するため安全施設の充実等についても特段の配慮を行うこと。

十 法令の改正に当たっては、国民への周知徹底を考慮し、頻繁な改変とならないよう配慮すること。

右決議する。  
以上であります。

何とぞ満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 全会一致と認めます。よって、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢国家公安委員会委員長。

○國務大臣(小沢一郎君) 道路交通法の一部を改正する法律案につきましては、熱心なる御討議をいただき、厚く御礼申し上げます。

政府といたしましては、審議過程における御意見並びにただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、交通安全対策の推進に万全の措置を講じてまいる所存でありますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長(増岡康治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、五月一十日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十二分散会

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案(衆)

地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一  
部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「左に」を「次に」に改め、第

十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げる、同項第七号中「前号に定めた場合」を「前二号に定めるもの」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の「一号を加えた」。

第一百九十九条第六項中「及び当該普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、「保証しているもの」の下に「及び当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者」を加える。

七 財産を信託すること。

第一百一十二条第三項中「及び普通地方公共団体」を「普通地方公共団体」に、「行なう」を「行なう」に改め、「負担している法人で政令で定めるもの」の下に「及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者」を加える。

三百三十七条次の二項を加える。  
3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。

第二百三十八条第一項第二号中「浮桟橋」を「浮桟橋」に、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の一号を加える。

八 不動産の信託の受益権

第二百三十八条の四第一項中「若しくは」を削り、「出資の目的とし」の下に「若しくは信託し」を加え、同条第二項中「次条第一項及び第三項」を「次条第三項及び第四項」に改める。

第二百三十八条の五六第六項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「これを」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第三項から第五項までの規定は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む)を信託する場合に適用する。

第二百三十八条の五中第四項を第五項とし、第一項

の次に次の二項を加える。

2 普通財産である土地(その土地の定着物を含む)は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託す

ることができる。

三百三十三条の三に次の二項を加える。

第一回四十三条の三に次の二項を加える。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

四百四十三条の三に次の二項を加える。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法の一部改正）

2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十一号)の一部を次の二項を加えて改正する。

3 第四十一条第一項中「第九十六条第一項第五号から第七号まで」を「第九十六条第一項第五号から第八号まで」に、「第二百三十七条第二項の規定は、適用しない」を「第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、条例又は議会の議決によることを要しない」に改め、同条第二項中「第九十六条第一項第八号、第十一号及び第十二号」を「第九十六条第一項第九号、第十一号及び第十三号」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

3 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一回十四条第二項中「さらに」を「更に」に、第一回六条第一項第六号及び第七号」を「第一回六条第一項第六号及び第八号」に改める。



昭和六十一年五月二十九日印刷

昭和六十一年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E